

## 終戦前における初等教員資格制度の特質

牧 昌 見

は し が き

本稿は、終戦前のわが国における初等教員資格制度の特質を、その基本形態、ならびにその資格の種類、効力、授与権者およびその資格の取得方式において具体化されるその基本構造について事項別の史的分析を行なうことによつて、究明しようとするものである。なお、本稿は、わが国における初等中等教員資格制度の発達に関する研究の一部をなすものである。

本稿は次の3節より構成されている。

- I. 初等教員資格の基本形態の確立
- II. 地方長官の初等教員資格授与過程における位置
- III. 初等教員資格の取得方式の確立

### I. 初等教員資格の基本形態の確立

**教員免許令と教員資格** わが国において、教員の資格に関する包括的な勅令による規程がはじめて制定されたのは、明治33年の「教員免許令」(明治33年3月30日勅令第134号)においてであった。もちろん、それ以前においても教員の資格に関する規定が全く設けられていなかったわけではない。言うまでもなく、明治5年の「学制」、同12年の「教育令」、翌13年に改正された「教育令」、同18年に再改正された「教育令」において、また明治19年以降においては、同年の「諸学校通則」、同23年に改正された「小学校令」において、それぞれ教員の資格に関する規定が設けられていた<sup>(1)</sup>。しかし、これらの規定はいずれも、教員の資格を規定することを目的とする勅令ではなかった。ただ、これらの諸勅令による規定に共通にみられる点を指摘しておくならば、教員が一定の資格を有すべきであるとしていることがあげられる。

(1) 明治5年の学制はその第40章において、「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢20才以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学位ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ル事ヲ許サス」と規定し、明治12年の教育令はその第38条において、「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」と規定し、明治13年改正の教育令はその第38条において、「小学校教員ハ官立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ」と規定し、また明治18年再改正の教育令はその第25条において、「教員ハ男女ノ別ナク年齢18年以上ニシテ品行端正相当ノ学力アリ文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」と規定している。また明治19年の諸学校通則はその第4条において、「凡教員ハ文部大臣若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」と規定し、明治23年改正の小学校令はその第54条において、「小学校ノ教員ハ小学校教員免許状ヲ有スル者タルヘシ」と規定している。このように教員資格に関する規定は設けられていた。

つまり、そこには有資格制度が採用されていたことが明確に理解されるのである<sup>(2)</sup>。

かくして、明治33年、勅令による最初の独立の資格規定である教員免許令が制定されたのであるが、同令はその第1条において「特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外教員免許状ヲ授与スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル」と規定しているから、他に特別に規定がある帝国大学および高等学校<sup>(3)</sup>その他の官立学校の教員については文官任用令、公立私立の専門学校および公立私立の実業学校の教員<sup>(4)</sup>についてはそれぞれ専門学校令および実業学校令によることになり、教員免許令の適用を受けないことになる<sup>(5)</sup>。この小論で取扱う公立小学校の教員については小学校令によるものとされたのである。このようにみてくると、教員免許令は中学校、高等女学校、師範学校等の中等段階の教育機関の教員に関する資格規定を包括的に定めたことになるが、そうするとここに少なくとも2つの問題が起ってくる。それらは1つには帝国大学等の教員と小学校等の教員に関する資格の基本形態についての差異であり、他の1つは中学校等の教員と小学校の教員はその資格の基本形態において両者とも免許主義を採用しているにもかかわらず、両者を含む統一的な資格規定を設定していないということである。

まず、前者の問題は結局のところ教員免許主義の原則が帝国大学等の教員資格について何故に採用されなかったかということに帰するが、その理由は普通教育を行なう小学校および中学校等の場合はその学校数が多く、その性格が普遍性を帯びるとともに一様性を帯びていて、その教員の資質に単一性が存在してもさしつかえがなく、したがってその教員に関する資格規定が容易に定めうるのに対し、帝国大学等の場合はその学校数が少なく、その性格が特殊性を帯びるとともに多様性を帯びていて、その教員の資質に複雑性が要求され、したがってその教員に関する資格規定を設定しがたいためであると考えられる<sup>(6)</sup>。このように、教員の資質に単一性が要求できるかどうかは教員資格の基本形態の設定上極めて重要なことであって、大正期において高等学校の教員資格の基本形態が免許状制度によることとなったのは、単に当時公立私立の高等学校の設置が許されることになったことによるのみでなく、高等学校教員の資質に単一性が要求できたからでもあったのである。

次に、後者の問題は結局のところ初等教員の資格に関する規定を何故に教員免許令中に含

- 
- (2) 本稿における教員資格に関する用語は、中島太郎「教員養成制度の制度的位置づけとその性格」(中島太郎編 教員養成の研究<第一法規 昭36>)に従った。
- (3) 高等学校教員の資格については、臨時教育会議の答申に基づく高等学校令の制定に伴い、従前におけるその設置主体の制限を解いたこととの関連で、大正8年3月「高等学校教員規程」が定められ、高等学校高等科の教員資格に免許状制度が採用された。
- (4) 実業学校教員のうち実業科目を除く教員の資格については教員免許令にもとづく師範学校中学校高等女学校教員免許状を有することとされた。この意味において、実業学校の教員資格については部分的に教員免許状制度が採用されていた。
- (5) 牧昌見 中等教員の資格制度 (中島太郎編 教員養成の研究 p.157) 参照
- (6) 中島太郎 教員養成制度の制度的位置づけとその性格 (中島太郎編 教員養成の研究p.2) 参照

めなかったかということに帰するが、その理由としては次の3点があげられるように思われる。その第1は、初等教員の資格に関する規定は、明治23年における小学校令の改正以来、小学校令中において行われており<sup>(7)</sup>、このような慣行は既に容認されるところであったとみられることである。そもそも、小学校令は小学校に関して必要なあらゆる重要事項を包括的に規定するために設けられたものであり、この意味においてその中にその教員の資格に関する事項が含まれていることに何らの不思議もなかったものと考えられる。その第2は、中学校等の場合には初等教員の資格規定の場合と同じ方式を採用することが困難であったことである。というのは、小学校令における方式と同じ方式を中学校令等において採用するならば、中学校令等が中学校等に関して必要なあらゆる重要事項をそれぞれ包括的に規定し、したがって、中学校等に共通する基本的な資格規定がそれぞれの勅令中に含まれるという結果になる。中学校等の教員資格については明治17年の最初の資格規程である「中学校師範学校教員免許規程」(明17年8月13日 文部省達第8号)が制定されて以来文部省令による規定として包括的に定められていたのであって<sup>(8)</sup>、これを勅令による規定たらしめることこそ必要な制度技術であったと考えられる。いずれにしても、中学校等の教員資格に関して、個々の学校令がその教員資格を規定することは重複と繁雑をもたらすのみであり、その基本的事項を一括規定することが至当であるという考え方が採られたためであろう。故に、小学校の教員については小学校令において規定し、中学校等については教員免許令においてその共通的基本的な資格規定を明示したものと考えられる。その第3は、義務教育を主としてつかさどる学校の教員資格と「高等普通教育」をつかさどる中学校等の教員資格との間には、その教職観ならびにその資格観に差異があり、これを同一の勅令において規定することは困難であるということである。その教職観については、中学校等の教員に関してはその教員養成機関の数が小学校の教員の場合に比して極めて少なく、その教員資質としていわゆる学者即教師の考え方が顕著に行なわれたのに対し、小学校の教員に関してはその教員養成機関の数が中学校等の教員の場合に比して極めて多く、また彼等が教授する小学校は校数および児童数において中学校等のそれらに比して著しく多かったから、その教育段階の低さともあいまって、その教員に対しては小学校の教育内容に密着した教職教養の履修が重視されたのである<sup>(9)</sup>。また、その資格観に

(7) 明治23年に改正された小学校令第54条

(8) 牧昌見 中等教員の資格制度 (中島太郎編 教員養成の研究 pp. 150-155) 参照

(9) たとえば、明治25年7月11日、文部省が発した訓令によれば、「尋常師範学校教育ノ要旨ハ第9条ニ列举スルカ如シ…殊ニ…教授ハ…小学校教則大綱ヲ尋常師範学校ノ学科及其程度ニ附帯シタル一種ノ教則ト見做シ其旨趣ニ副ハンコトヲ務メサルヘカラス」との言及がみられ師範学校の教育を小学校の学科及びその程度に直結させるべき旨を強調している。中島太郎教授は「近代的教職観の成立とその法制上への影響」の論考において、「初等教育においては、…その教育にあたっては、教育の内容を構成する知識・技術に関する教養の外に、教育の内容の編成方法、教授方法、学校管理、学級経営、被教育者の成長と発達及び学習等に関する知識・技術、すなわち、いわゆる教職教養が欠くことのできない重要なものとして長く認められてきた。…このように小学校の教職は、比較的その専門性がはっきりと

については、その資格取得要件として前者は高等教育程度、後者は中等教育程度の学習で充分であるとの考えが行なわれていたのである。更にこのことは、終戦前における教育管理の方式にしたがって、その授与権者は前者にあっては文部大臣、後者にあっては地方長官とされていたことに通ずるのである。以上の三点が、初等教員の資格規定を教員免許令中にも含めなかった理由と考えられる。

このように、初等教員の資格はかかる沿革により従来どおり小学校令の定めるところによるとされていたのであって、その資格の基本形態において小学校令が教員免許令と何ら異なるところがなかったのは当然である。すなわち、教員免許令は、その第2条において、「特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許状ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス」と規定し、また、小学校令はその第40条において、「小学校教員タルヘキ者ハ免許状ヲ受クヘシ」と規定しているから、いずれの場合も教員資格の免許主義の原則が採用されていることが理解されるのである。

**教員資格の免許主義の原則の成立とその意義** この教員免許主義の原則は、すでに明治18年に教育令が再改正された時以来一貫して採用され、また終戦後においてもなお採用されているものであって、教員の資格の基本形態についての考え方は、明治18年に確立したものと考えなければならない<sup>(10)</sup>。さて、明治18年に再改正された教育令は、いかなる理由から教員資格の免許主義を採用することになったのであろうか。この点が明らかにされなければならない。これに関する当局の説明は大約次のようなものであった。教員の良否は教育上直接の関係があるので、教員の資格につとめて慎重を加えることはもちろんである。しかるに、当時において初等教員についてはその資格規定が設けられていたが、一般の学校教員

認められていた。…」とのべ、中等以上の学校段階の教員における教職教養の軽視ないし無視との比較的相対的検討から、初等教員における教職教養の重視を指摘し、その意味において小学校の教職の専門性を認めている（中島太郎 近代的教職観の成立とその法制上への影響<細谷恒夫編 教師の社会的地位一有斐閣日昭31>p. 12）。また、竹内利美教授は「いわば真に教育の専門職として扱われたのは、初等教員のみであったとみてよい。」とのべたあとで、初等教員の学歴基準の低さが初等教員を低く評価させる要因の一つであったことを指摘している（竹内利美 教師の職業的特性と社会的地位<細谷恒夫編 教師の社会的地位>pp. 67-68）。なるほど専門職としての教職にとって教職教養の履修は欠くことのできない要素ではあるが、少なくとも戦前のわが国の教職にあっては、教職教養の履修と同等に高度の一般的教養の履修を重視しなかった点において重大な欠陥があったといわなければならない。なぜならば高等程度の一般教養の履修は専門職にとって基本的に必要とされるからである（中島太郎 教職の専門性と教員免許制度<文部時報第1008号昭36年8月号p. 50>参照）。この点において戦前のわが国においては中等教員における教職教養の軽視ないし無視の問題とは別個に、初等教員における養成レベルおよび高度の一般教養の軽視が批判されなければならない。

- (10) 国民学校令はその第18条において、「訓導及准訓導ハ国民学校教員免許状ヲ有スル者タルヘシ」と規定し、教育職員免許法もその第3条において「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と規定し、教員資格の免許主義を踏襲している。

についてはいまだ学力等の資格規定が設けられていない。しかし、

蓋学事ノ創始ニ方テハ情況ノ此ニ及ヒ難キモノアリシト雖トモヤ諸種ノ学校年々遂テ増加シ一層ノカ実効ヲ責メサルヘカラサルノ折柄ナレハ復タ教員ノ資格ヲ定ムルニ猶予スヘカラス因テ一般ノ学校教員ニ就キ之カ免許状ヲ授与スルノ制ヲ立テ其要重ナル学校ノ教員ニハ文部卿…免許状ヲ授与シ其他ノ学校ノ教員ニハ府知事県令ヲシテ同様免許状ヲ授与セシムルモノトナスヲ要ス（下線筆者）<sup>(11)</sup>

と述べ、一般の学校教員について資格規定を設ける必要のあることを明らかにしているが、資格規定を設定することが直ちに「免許状ヲ授与スルノ制」に結びつけているだけで、資格の基本形態として免許主義を採用する理由は必しもこれを明らかにしているとはいえない。また、初等教員については、

且小学校教員ニ限り一般学校ノ教員ト異同スヘキ筋ナキヲ以テ…自今ハタトヒ師範学校ノ卒業証書ヲ有スル者ト雖トモ更ニ定式ノ免許状ヲ得ルニアラサレハ其教員タルノ資格ヲ具セサルモノトナスヲ要ス（下線筆者）<sup>(12)</sup>

と述べ、従来初等教員について採用されていた師範学校の卒業証書即初等教員の資格証書という資格制度観を改め<sup>(13)</sup>、師範学校の卒業証書を有するものといえども、さらに「定式ノ免許状」を取得しなければならない旨を明らかにするにとどまっている。したがって、この理由説明によれば、教員の資格を法制化することが直ちに免許主義の採用に直結しているのであって、免許することの意味が十分説明されていない。つまり、免許するという行政行為が直接的には被教育者を、また間接的には国民全体を保障ないし保護するという考え方が顕現していないのである<sup>(14)</sup>。しかし、ともかく、この時に有資格制度の実施方式を免許主義に確定し、これがその後の資格制度の発達に寄与した意義は認めなければならない。

一体、一定の資格を有するものみに教員の資格を与えるという有資格制度の採用においては、その基本理念として、教育における人間形成という重要な社会的機能を遂行する教員というものの国民に及ぼす影響の重要性に対する認識が要求される。明治以降における教員資格制度観の基底にはこのような考え方が存在したことは一応認められるが、その基本形態については必ずしも明確な考え方が、存在したわけではなかった。しかるに、明治18年、その基本形態を免許主義に確定した理由に関する文部省の説明は不十分なものであったが、これを吟味するならば、そこには次の3つの考え方が採られているように思われる。その第

(11) 大久保利謙編 明治文化資料叢書 教育編（風間書房 昭36）pp. 177-8

(12) 大久保利謙編 明治文化資料叢書 教育編 p. 178

(13) 注（1）参照

(14) 「免許」の概念については発表の機会を他日にするが、次の文献参照

中島太郎 教育制度論（福村書店 1960）pp. 254-266

須田八郎 教員免許制度論（学校経営 昭37年7月号）p. 44

A. J. Huggett & J. T. M. Stinnett, *Professional Problems of Teachers*, (The Macmillan Company, 1956) p. 412

佐藤達夫 法令用語辞典（学陽書房 昭27年）pp. 605, 476, 133

我妻 栄 新法律辞典（有斐閣 1958）pp. 936, 183, 182

1は、教員を免許することと養成することとは別個の事柄に属するという考え方の成立である。従前においては、いわば養成即免許の考え方が支配的であったが、このために初等教員の資格たる師範学校の卒業証書に有効期限が付されるという矛盾があった<sup>(15)</sup>。このような矛盾が養成と免許とを別視する理念の発達を積極的に推進したものと考えられるのである。その第2は、このような考え方を助長する実際的基礎を提供するものであるが、教員検定の合格者に、教員資格を授与した証拠として、「免許状」という名称が使用されていた事実である。養成方式による教員不足を補充する方式として設定された検定方式による教員資格の取得者に対して、その旨の証明書が必要であった。そのため、初等教員に関しては明治14年に制定された「小学校教員免許状授与方心得」<sup>(明14年1月31日 文部省達第6号)</sup>において、また中等教員に関しては明治17年に制定された「中学校師範学校教員免許規程」において、教員免許状は検定(試験)の合格者に与える旨を明らかにしている。この意味において教員免許状制度の採用は、まず検定制度の成立に求められなければならない。とにかく、このように検定による教員資格取得者に対する資格証明という必然的が必要が教員を免許することと養成することとを別視する考え方を推進したといえることができるのである。その第3は、教員の品行要件ともいわれるべきものの法定の影響である。明治10年代初期に初まる自由民権思想の教員への影響<sup>(16)</sup>と教学大旨に初まる国家の教員に対する資質要求との間には極端なへだたりがあり、これを適正化するために明治14年に「学校教員品行検定規則」<sup>(17)</sup>ならびに「小学校教員心得」が制定されたのである。このような一連の教員資質要求、特に教員の世界観に対する国家的要請が免許状方式の採用によって効果的に行なうことができるという認識があったと考えられるのである<sup>(18)</sup>。

ところで、次に教員資格の免許主義制度化の意義について考察しておく。教員免許状制度の成立は、教員資格制度史上、次の3点で特に重要な意義があるといえよう。まず第1は、教員免許状制度が教職の専門性に貢献する基礎を提供したことである。教職の専門性の特質は高等教育機関における養成と教職教養の重視の2点にあるとするならば、終戦前のわが国においては、初等教員の資格に関しては教職教養が、また中等教員の資格に関しては高等教育が主として要求されており、前者に関しては高等教育が、また後者に関しては教職教養が

(15) 明治14年8月に制定された「師範学校教則大綱」は、その第13条において、「師範学科卒業証書ハ七箇年間其効ヲ有スルモノトス」と規定している。

(16) 自由民権運動と教員との関係については、石戸谷哲夫 日本教員史研究 (講談社 昭33) pp. 56-88 参照。

(17) 学校教員品行検定規則と教員資格との関係については、石戸谷哲夫 日本教員史研究 pp. 114-115参照。

(18) ただし、教員免許状方式採用の一般的条件がととのっていたことは見おとせない。その条件とは、(1)その学校数が多いこと、(2)その学校の性格が普遍性と一様性をもつこと、(3)その学校教員の資質に単一性が存在できること、(4)したがって任命主体の意志を教科毎にあるいは教員志望者毎に特に強力に加える必要がないこと、などである(中島太郎 教員養成制度の制度的位置づけとその性格(中島太郎編 教員養成の研究)p. 2参照。

無視ないし軽視されていたことは事実である<sup>(19)</sup>。しかし、前者については昭和18年師範学校が専門学校程度に昇格した事実、また後者については少なくとも帝国大学等が教員志望者に対して教育に関する科目の履修を要求していた事実<sup>(20)</sup>は、漸次免許状制度が教職の専門職化に貢献する過程を示すものであったといえよう。しかしながら、その全面的適用は終戦後における教育職員免許法の制定を待たなければならなかった。このように、免許状制度が教職の専門職化に貢献するためには免許要件における主要な要因の近代化が当然要求されるものであるが、かかる方向へ資格制度を志向させる上に免許状制度の確立が有力な手段となる点を見おとすべきではない。第2は教員の免許と養成とを別視する考え方が成立したことである。教員の免許と養成の別視の成立の経緯は前述のとおりであるが、この考え方は終戦前には極めて重大な意味をもったことが指摘されなければならない。というのは、このような考え方の成立は養成方式による有資格教員供給の考え方を消極的なものとなし、検定方式による有資格教員供給の考え方を積極的に維持する結果を生んだからである。このことは、初等教員資格の取得方式についても検定制度の存在を認めていたこと、また中等教員資格の取得方式についてはむしろこれを重要な供給源とさえみなされていたことによって理解されるであろう。この点は免許状の取得方式に係る問題ではあるが、それが免許状制度を內的に規制するのみでなく、教職の専門職化の方向に逆行するものである点が批判される。その第3は、免許主体を国または府県としたことである。このことは具体的には、中等教員については国が、また初等教員については府県がその責任を有するという免許主体の基本理念を展開させたのである。しかるに、府県は教員の養成においてだけでなく、教員検定の内容等においても、強力に国家の統制を受けるから、このことは教員資格に対する国家統制の強化を促進させる基礎を与えたことになるであろう。またこのことは教員資格の国家的画一化の傾向を強化することにはなるが、地方の社会経済的状况に必しも即応するものとはならないので、後述の無資格制度の採用を促したともみられる。いずれにせよ、初等教員資格については府県が、また中等教員については国がその免許主体となるという基本理念はこの時に成立するものであり、終戦前を通して変更されなかった意味において重要である。

**無資格教員制度の成立** かくして、小学校の教員になるためには教員免許状を取得しなければならないことになったが、実際にこれを全面的に実施しようとするとき、そこには種々の困難が待ちうけていた。中でも急増を続ける小学校教育人口に相應するに充分な教員数

(19) 注(9)参照

(20) 東京帝国大学の「文学部学生便覧<sup>皇昭和3年4月</sup>至<sup>昭和4年3月</sup>」中の文学部規程第20条は、「卒業後教員無試験検定ヲ受ケントスル者へ其志望ニ応シ在学中ニ所定ノ授業科目ニ別表第二若クハ第三ノ科目ヲ含メテ修了スルコトヲ要ス」と規定し、別表第二は修身、教育、国語漢文、歴史、英語、独語、及び仏語で中等教員の無試験検定を出願する場合には「教育学概論」「教育史概説」をそれぞれ各1単位要求している(但「教育」は別)(同便覧pp.23及び26,27参照)。

を確保することの困難はもっとも大きな障害であったといえよう<sup>(21)</sup>。表1および表2が示すように、小学校の児童数は明治19年の約280万から明治34年にはこれが約500万人に増加しているが、これに相当すべき有資格教員の数は約2.8万人から約8万人と著しい増加を示

表1 児童数及び就学率 (明19-明34)

	児童数	就学率
明19	2,802,639	46.33
明24	3,153,813	50.31
明29	3,877,981	64.22
明34	4,980,604	88.05

文部省：教育統計80年史 pp. 130, 132.

表2 有資格教員数 (明19-明34)

	有資格教員数	有資格教員1人当りの児童数
明19	28,256	99.2
明24	29,546	106.2
明29	49,589	78.2
明34	80,475	61.9

文部省：教育統計80年史 p. 136参照

しているものの、その教員1人当りの児童数をみればいまだ十分とは言えない実情にあることがわかる。特に有資格教員中正教員に限ってみれば明治29年にあっては92.6人、明治34年に至っても86.3人であり、有資格教員の供給が決して十分ではなかった。また、初等教員の養成を行なうために特設された師範学校は、その性格上、小学校の児童数の増加に応ずべき員数の教員を多量に養成することは不可能に近かった。表3は尋常師範学校(明治30年以降は師範学校)の卒業者の数を示したものである。このような状況を克服するために、明治25年に尋常師範学校に簡易科および小学校教員講習科<sup>(22)</sup>を設けることができることとし、いわゆる速成養成の方策が打ち出された<sup>(23)</sup>。もちろん、これらの直接養成方式の他に教員検定方式が併用されたのであるが、後述のように無資格教員は存在したのである。

表3 (尋)師範学校卒業生数(明20-明35)

	卒業生数
明20	873
明25	1,142
明30	1,561
明35	3,357

文部省：文部省年報関係分により作成

このような有資格制度維持の困難は、明治19年、教員資格の基本条項を含む「諸学校通則」に基いて定められた「小学校教員免許規則」(明治19年6月21日<sup>(明19年6月21日)</sup>文部省令第12号)において、「小学簡易科教員免許規則及小学校授業生免許規則ハ府知事県令之ヲ定ム」との規定を生み、小学校授業生が教

(21) 教員の絶対数の不足はいうに及ばず、教員の転退職も教員不足に拍車をかけた。

文部省第二十年報(明25年) pp. 55-58参照

石戸谷哲夫 日本教員史研究 pp. 231, 249

唐沢富太郎 教師の歴史(創文社 昭30) p. 144

(22) 小学校教員講習科制度は既に明治16年8月18日府県に対する文部省達第16号により、「小学校ノ教員ヲ益々改良スル」ために「教員講習所」を設けることができるとした時に初まるが、明治25年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」は、その第4条において「小学校教員講習科」の設置規定を設けている。しかし、小学校教員講習科制度の目的(機能)が明定されたのは、明治40年の「師範学校規程」においてである。

(23) 同時に既得教員免許状の有効期限延長の方策が講ぜられていることもみおとすべきではない(石戸谷哲夫 日本教員史研究 pp. 228-229参照)。



壇に立つことを許している。また翌明治20年の文部省令第7号は、

地方ノ情況ニ依リテハ当分北海道庁長官府県知事ハ小学校教員タラント欲スル者ノ資格ヲ明治19年6月文部省令第12号小学校教員免許規則ニ依ラス便宜検定シテ相当ノ小学校教員仮免許状ヲ授与スルコトヲ得  
但本文仮免許状ノ有効年限ハ4ケ年以内ニ於テ之ヲ定ムヘシ（下線筆者）

と規定し、ここに小学校教員免許規則に基づかない仮免許状制度の採用を余儀ないものとなし、いわゆる雇教員等の正規の免許状を有しない「教員」が小学校において教鞭をとる必要にせまられていたのである<sup>(24)</sup>。

このような困難は、ついに明治33年に至って代用教員制度の成立を促す原因となったのである<sup>(25)</sup>。すなわち、同年に改正された小学校令は、その第42条において、「特別ノ事情アルトキハ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ小学校准教員ニ代用スルコトヲ得」<sup>(26)</sup>と規定し、代用教員に関する詳細な事項は別に文部大臣が定めることとした。代用教員制度はその後廃止されることなく終戦前を通じて採用されていたのであって、その意味においては有資格制度の全面的実施は遂に実現しなかったのである。しかしながら、このことは教員の絶対数を補充しなければならぬという量的必要から結果したものであったが、これによっていわゆる篤学の士を教育界に送りこんだことを忘れてはならないだろう。

明治33年、当時の文部大臣樺山資紀（在任明31.11—明33.10）が府県に対して発した文部省訓令第10号は、改正された小学校令ならびに明治33年に新たに定められた小学校令施行規則についてそれぞれ改正ならびに制定の要旨を述べているが、その中で小学校の教員資格についても言及があり、

小学校ノ職員ニ於テハ正准教員ノ外代用教員ヲ認メラレタリ是レ實際ノ情況ニ觀ミテ今日ノ時宜ニ応セラレタルニ外ナラス現在資格アル正教員ノ不足數シキ際ニ當リテハ代用教員即チ従来ノ雇教員ヲ採用シテ之ヲ補充セサルヘカラス是レ今日ニ在リテハ已ムコトヲ得サル所ナリ<sup>(27)</sup>（下線筆者）

と述べ、免許状を有する有資格教員の不足が夥しかった当時においては、代用教員の制度をもってこれを補充する以外に措置の講じようのない旨を明らかにし、代用教員制度の採用理由を明示している<sup>(28)</sup>。しかも、この代用教員制度はその後終戦に至るまで改めることがな

(24) 石戸谷氏は、「日本教員史研究」p.248において、明治20年代において「雇教員」が存在していた事実を指摘しているが、「その制度上の根拠は不明である。」とのべている。筆者はこの種の「教員」は、無資格制度が採用されていない限りにおいて、明治20年の「小学校教員仮免許状」制度の成立にその制度的根拠があると考ええる。なお、文部省が明治33年「小学校令施行規則」について発した訓令中に「雇教員」の名称が出ている（明治以降教育制度発達史 第4巻 p.116参照）。

(25) 町村の財政負担もこれに大きく作用したとみられる（石戸谷哲夫 日本教員史研究 p.249 \*\*\*参照）。

(26) 教員免許令もこれと同じ方針をとっている（同令第2条但書）。

(27) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 第4巻 p.116

(28) 当時の小学校教員の資格別構成を表示すれば次表のごとくなる。これによれば正教員は教

かったのであって<sup>(29)</sup>、ひとたびこれが制度化されるとそれが制度上望ましくないものであってもその廃止がいかに困難であるかを示す一例を提供している。したがって、潜在有資格教員が実際の教員需要を超過するときでさえも、これが存置される可能性を強くもつものなのである<sup>(30)</sup>。また、このような困難のうちには、現実の教員需給上の不可避の状況もあった。すなわち、

独り都会ノ地ニ在ル小学校ニ資格アル教員集注シテ僻陬ノ地ニ在ル小学校ハ資格ナキ者ノミヲ以テ充タサルルカ如キ弊ナカラシメノコトヲ要ス<sup>(31)</sup>

の記述が明らかにするように、有資格教員が農村より都会に集注するといういわば有資格教員の地域的偏在に対するやむを得ざる措置として、代用教員の制度化が行なわれたとも言えよう。

しかしいずれにしても、無資格教員資格制度が有資格教員資格制度とならんで採用されなければならなかった事実は、わが国における初等教員資格制度の発達を、特に教職の専門性との関連において、大きく妨げることになった点を見おとしはならない。

**初等教員の資格構成** さて次に、終戦前における資格別による初等教員の構成について検討しておくことにする。まずはじめに、小学校教員総数の変遷をたどろう。表4はその状況を男女別に表示したものである。表4によれば、教員総数において明治6年の約2.7万人が昭和18年には約30.4万人と実に10倍以上に増加していることが知られる。明治20年代は

員総数の過半数に止まっていることがわかる。また無資格教員の教員総数に対する割合は

明治中期における初等教員の資格別構成 (明28-明36)

	明 28	明 30	明 32	明 34	明 36	
教員総数	73,182 (100.0%)	79,299 (100.0%)	88,660 (100.0%)	102,700 (100.0%)	108,360 (100.0%)	
有資格教員	正教員	40,415 (55.23)	43,896 (55.36)	47,967 (54.10)	57,688 (53.13)	66,953 (61.79)
	准教員	18,128 (24.77)	18,215 (22.97)	20,690 (23.34)	22,787 (22.19)	22,857 (21.09)
無資格教員	14,739 (20.00)	17,188 (21.67)	20,003 (22.56)	22,225 (24.68)	18,550 (17.12)	

文部省：文部省年報（関係分）により作成

2割を超過しており、准教員をこれに含めるならば5割に接近する。なお正教員の割合が教員総数の8割を越えるのは昭和期に入ってからである（表12参照）。

- (29) したがって、昭和16年制定の国民学校令は、その第19条において、「特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ国民学校教員免許状ヲ有セザル者ヲシテ准訓導ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得」と規定している。
- (30) 今日の臨時免許状制度の存在も、この例に含まれるであろう。ただし、今日にあっては既得権の問題がある点で終戦前に大きく異なる。
- (31) 明治以降教育制度発達史 第4巻 p.121

表4 男女別小学校教員総数の変遷(明6-昭18)

	男	女	計
明 6	26,696	411	27,107
11	63,647	1,965	65,612
16	87,549	4,087	91,636
21	59,512	3,005	62,517
26	57,595	3,961	61,556
31	73,665	9,901	83,566
36	89,734	18,626	108,360
41	99,490	34,847	134,337
大 2	113,806	43,479	157,285
7	119,461	53,518	172,979
12	134,313	65,350	199,663
昭 3	154,498	74,690	229,188
8	168,692	77,031	245,723
13	180,174	93,980	274,154
18	158,293	145,815	304,108

文部省:教育統計80年史 p.136

2万人以上の減少を示しているが、このことは第2次大戦による教員出陣の影響がいかにか大きかったかを如実に物語っている。今、女子教員の数が驚くべき増加を示したことを明らかにしたが、これを教員総数に対する比率によってみたのが表5である。この表によれば、男子教員にあっては明治6年の98.5%が昭和18年には52.1%に減少し、逆に女子教員の比率は明治6年の1.5%が昭和18年には48.0%と著しく増加しているが、遂に男子教員を凌駕するまでに至らなかった。男子教員と女子教員の割合について一般的にいわれる2:1の比率は少なくとも

も大正7年以後第2次大戦勃発以前まで保持されていることがわかる。

6万人台に停滞しているが、これは明治19年以後における資格制度の整備と勃興しつつある資本主義下のわが国における産業界の好況による教員の転退職に原因するものと考えられる<sup>(32)</sup>。

また、これを男女別にすれば、男子教員にあっては明治6年の約2.7万人が昭和13年には約18万人と6倍程度の増加を示し、女子教員にあっては明治6年の411人が昭和18年には約14.6万人と実に360倍以上に増加している。ただ男子教員にあっては昭和18年には約15.8万人と昭和13年のそれより

表5 小学校教員男女別の割合(%) (明6-昭18)

	男	女	計
明 6	98.48	1.52	100.0
11	97.01	2.99	100.0
16	95.54	4.46	100.0
21	95.19	4.81	100.0
26	93.57	6.43	100.0
31	88.15	11.85	100.0
36	82.81	17.19	100.0
41	74.06	25.94	100.0
大 2	72.36	27.64	100.0
7	69.06	30.94	100.0
12	67.26	32.74	100.0
昭 3	67.41	32.59	100.0
8	68.65	31.35	100.0
13	65.72	34.28	100.0
18	52.05	47.95	100.0

(32) 教員の転退職の原因の一つとして教員免許状の有効期限限定主義の採用が挙げられるかもしれない(石戸谷哲夫 日本教員史研究 p. 229参照)。

初等教員の直接養成を行なう師範学校において男女生徒の員数の割合に関心を示した法令は、明治25年に改正された「尋常師範学校生徒募集規則」中の規定が最初であると思われる<sup>(33)</sup>。すなわち、尋常師範学校生徒募集規則は、その第2条において、「男女生徒員数ノ割合ハ北海道庁長官府県知事之ヲ定メ文部大臣ニ開申スヘシ」という1条を設け、男女生徒の割合は府県知事が定める旨を明らかにしている。その後、明治30年、師範学校令に代って師範教育令が新たに制定された年に、勅令をもって「師範学校生徒定員」が定められ師範学校生徒の定員に関する規定が勅令規程となったが、この時も男女生徒の割合に関して1条が設けられているが、その割合の決定は従前通り地方長官に委ねられていた<sup>(34)</sup>。もちろん、これは師範学校の生徒の割合に関するものであって実際の小学校教員の割合を必ずしも規制しているとはいえない。しかし、われわれはこれによって男女教員の割合について明治25年当時以来当局が関心を示していた事実を知ることができる<sup>(35)</sup>。

なお、教員総数に占める女子教員の比率が着実に伸張する大正時代において、臨時教育会議は興味ある答申をこの点に関して行なっているので、次にその要旨を考察しておく。臨時教育会議は大正7年7月24日、諮問第4号「師範教育ニ関スル件」について答申を行なっているが、その中で「小学校ニ於ケル男女教員ノ間ニ相当ノ割合ヲ保タシムルノ方針ヲ以テ師範学校生徒ヲ養成スルコト」という1項を掲げている。そしてその理由は、師範学校生徒の養成は地方における小学校教員の需給関係を考慮してその計画を立てなければならないことは当然であるが、当時の社会情勢をみると女子教員の数がますます増加する傾向を示し、やがて男子教員の数を凌駕するかもしれない形勢にあるのでこのままでは国民教育を行なう小学校の教育を「主トシテ婦女子ノ手ニ委スル」ことになる。故に男女教員の間に相当の割合を保たせて師範学校生徒を養成すべきである旨を明らかにしている<sup>(36)</sup>。要するに、男女教員数における一定割合の保持は、「国民教育ヲ主トシテ婦女子ノ手ニ委スルカ如キハ決シテ剛健質実ナル国民ヲ養成スル所以ノ途ニアラサルヘキヲ以テ」これが必要であるというのである<sup>(37)</sup>。事実、この答申によるものかどうか必ずしも明白ではないが、表5に示すとおり、

- (33) 尋常師範学校生徒の定員に関する規定は、「尋常師範学校生徒募集規則」中に定められており、明治25年の「規則」についても同様である。しかし、改正前は「定員表」の提示に止まっていたものを、この改正においては、これに関して数ヶ条を設けている点が異なる。しかし、その第2条が男女生徒の割合について規定している点である。
- (34) 地方において実際問題としてどのように定めたかはわからない。ただし、女子教員に対する地方の考え方がいかなるものであったについては、唐沢富太郎 教師の歴史 pp. 115, 119等参照。
- (35) 明治40年代においては、女子教員に対する制限論差別論が行なわれた（石戸谷哲夫 日本教員史研究 pp. 257-258参照）。
- (36) 文部省 学制に関する諸調査会の審議経過 p. 80  
海後宗臣編 臨時教育会議の研究 pp. 597-598
- (37) 当時における師範学校入学志願者中男子のそれが減少したことに対する措置でもあったと考えられる。男子の志願者数減少の傾向については、文部省教育調査部 師範学校ニ関スル

女教員の比率は30%台を堅持している。しかしわずかではあるが、徐々にその比率を増していることが同時に取敢され、昭和18年にはこれが48.0%に達している。しかし戦時における男子教員の出陣という特殊事態を除けば、いわゆる2:1の比率は保持されていたといえる。思うにいわゆる初等教員のフェミニゼーション(feminization)が起らなかった原因は、以上のごとき教育政策的な理由にもとづくものであったのである<sup>(38)</sup>。

**無資格教員の数** さて、次に無資格教員数の変遷をたどることとする。表6は、無資格教員の数を、また表7は教員総数に占める無資格教員の割合を示したものである。無資格教員の数は、明治16年の約6.5万人が明治36年当時まで減少し、約1.9万人程度となる。その後は、

表6 小学校における無資格教員数(明16-昭18)

	男	女	計
明 16	61,479	3,441	64,920
21	35,173	2,093	37,266
26	—	—	—
31	14,362	4,034	18,396
36	12,415	6,135	18,550
41	16,825	13,107	29,932
大 2	12,023	12,231	24,254
7	10,041	12,690	22,731
12	15,042	12,515	27,557
昭 3	12,578	9,035	21,613
8	11,484	10,564	22,048
13	14,710	17,082	31,792
18	17,419	39,314	56,733

文部省：教育統計80年史 p.136 参照

かし、実数において男子教員を越しているのは戦時体制下においてであると言える。ところで、無資格教員は教員総数中どれだけの割合を占めているのであろうか。表7によれば、全体としてその割合は減少の傾向を示している。明治16年にこれが70.9%と教員総数中8割近くが無資格教員であったが、昭和8年にはこれが約9%と1割を割っている。大体

2万人台を堅持するが、戦時体制の強化とともにその数を増し、昭和18年には約5.7万人となっている。男子教員は全体として減少の傾向を示し、明治16年の約6.1万人が昭和8年には約1.1万と6分の1程度に減少しているのに対し、女子教員は概して増加の傾向を示し、明治16年の約3千人が昭和18年には約3.9万人と10倍以上の増加となっている。し

表7 教員総数に占める無資格教員の割合(%)

	男	女	計
明 16	67.09	3.76	70.85
21	56.26	3.35	59.61
26	—	—	—
31	17.19	4.82	22.01
36	11.46	5.66	17.12
41	12.52	9.76	22.28
大 2	7.64	7.78	15.42
7	5.80	7.26	13.14
12	7.53	6.27	13.80
昭 3	5.49	3.94	9.43
8	4.73	4.24	8.97
13	5.37	6.23	11.60
18	5.73	12.93	18.66

調査(昭和15年3月)参照。なお、男女教員の比率については、教育審議会においても論議がなされた(唐沢富太郎 教師の歴史 p.132 参照)。

(38) アメリカ合衆国における19世紀は教員の代名詞が「he」から「she」への移行の時期であったことをわが国の場合と比較してみると、いわゆる2:1の比率の保持は教育政策的理由に求められるのである(John S. Brubacher, *A History of the problems of Education*, McGraw-Hill Book Company Inc., 1947 pp. 530-532) 参照。

において、明治中・後期にあってこれが2割台、大正期にあっては1割台、昭和初期にあっては1割弱台、戦時体制下にあっては2割を越えることはなかった。無資格教員の割合を男女別にみれば、男子教員が明治16年において67.1%と教員総数に占める無資格教員の割合の大部分を占めているが、大正期に入ると、男女による比率はほぼ同じになる。しかし戦時体制下にあっては、女子教員の割合が男子教員のそれを凌駕している。

**有資格教員の数** 次に、有資格教員に目を転じよう。表8は有資格教員の実数を示したものである。有資格教員の数は、全体として教員総数の増加に比例して増加している。すなわち

表8 小学校における有資格教員数(明16-昭18)

	男	女	計
明 16	26,070	646	26,716
21	24,339	912	25,251
26	57,595	3,961	61,556
31	59,303	5,867	65,170
36	77,319	12,491	89,810
41	82,665	21,740	104,405
大 2	101,783	31,248	123,031
7	109,420	40,828	150,248
12	119,271	52,835	172,106
昭 3	141,920	65,655	207,575
8	157,108	66,467	223,575
13	165,464	76,898	242,362
18	140,874	106,501	247,375

文部省：教育統計80年史 p.136

、教員総数が明治6年から昭和18年に至るまでに約10倍に増加しているが、有資格教員も明治16年の約2.7万人から昭和18年の約25万人と約10倍に増加している。戦時体制下にあっても有資格教員の数が全体として減少しなかったのは、女子教員の増加がこれを補っているからである。有資格教員の数を男女別にみれば、男子教員にあっては明治16年の約2.6万人が昭和13年には16.5万人と約8倍の増加を示しているが、昭和18年には14万人台に減少している。これに対し、女子教員にあっては明治16年にはわずかに646人であったものが、昭和18年には約10.7万人と著しい増加

を示している。特に明治中期以後大正期を通して行なわれた女子教育の振興状況がよく現われている<sup>(39)</sup>。女子教員の伸張の状況は表9に示した有資格教員総数に対する男女別教員の比率をみれば一層明らかになる。すなわち、男子教員の割合が明治16年の97.6%から昭和18年の57%に減少しているにもかかわらず、女子教員の割合は明治16年の2.4%から昭和18年の43.1%に増加している。しかし、戦時体制下を除けば男子教員対女子教員の割合は、明治中期までは9:1、その後大正期までは4:1、そしてその後は2:1、となっていることがわかる。したがって、教員総数におけると同じく、男子教員と女子教員の2:1の比率は、有資格教員の数における場合にも保持されていたのである。

(39) 明治33年に改正された小学校令に基いて制定された小学校令施行規則は、その第31条第1項において、「尋常小学校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一学年ノ女兒ノ数1学級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該学年ノ学級ヲ別ツヘシ」と規定し、更に同条第3項において、「高等小学校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ数1学級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ学級ヲ別ツヘシ」と規定しているが、このことも女子教員の増加を促したものと考えられる。なお、石戸谷氏によれば、この規定が小学校令の第31条に規定されているかのように記されているがそうではない(石戸谷哲夫 日本教員史研究 p.256 参照)。

表9 有資格教員総数に対する男女教員の割合(%)

	男子教員	女子教員	計
明 16	97.58	2.42	100.0
21	96.39	3.61	100.0
26	93.57	6.43	100.0
31	91.00	9.00	100.0
36	86.09	13.91	100.0
41	79.18	20.82	100.0
大 2	82.73	17.27	100.0
7	72.83	27.17	100.0
12	69.30	30.70	100.0
昭 3	68.37	31.63	100.0
8	70.27	29.73	100.0
13	68.27	31.73	100.0
18	56.95	43.05	100.0

表10 正教員(訓導)数(明16-昭18)

	男	女	計
明 16	24,501	333	24,854
21	?	?	?
26	34,684	1,710	36,394
31	42,843	2,989	45,832
36	57,508	9,445	66,953
41	68,851	16,836	85,687
大 2	88,802	25,832	104,634
7	100,068	34,236	134,304
12	109,406	45,474	154,880
昭 3	134,063	60,719	194,782
8	153,425	64,418	217,843
13	162,489	74,268	236,757
18	138,341	99,160	237,501

文部省：教育統計80年史 p.136 参照

表11 准教員(准訓導)数(明16-昭18)

	男	女	計
明 16	1,569	313	1,882
21	?	?	?
26	22,911	2,251	25,162
31	16,460	2,878	19,338
36	19,811	3,046	22,857
41	13,814	4,904	18,718
大 2	12,981	5,416	18,397
7	9,352	6,592	15,944
12	9,865	7,361	17,226
昭 3	7,857	4,936	12,793
8	3,783	2,049	5,732
13	2,975	2,630	5,605
18	2,533	7,341	9,874

文部省：教育統計80年史 p.136

表12 教員総数に占める正教員(訓導)の割合(%)

	男	女	計
明 16	26.74	0.38	27.12
21	?	?	?
26	56.35	2.77	59.12
31	51.27	3.58	54.85
36	53.07	8.72	61.79
41	51.25	12.54	63.79
大 2	56.46	10.07	66.53
7	57.85	19.82	77.67
12	54.80	22.77	77.57
昭 3	58.49	26.50	84.99
8	62.44	26.21	88.65
13	59.27	27.09	86.36
18	45.49	32.61	78.10

文部省：教育統計80年史 p.136 参照

さて次に、有資格教員の中でも正教員(訓導)の数を検討しなければならない。というのは、この正教員のみが「全ク独立シテ児童ノ教育」に従事する教師であるからである<sup>(40)</sup>。

(40) 明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」の制定にあたって、文部省が発した説明の中で、正教員について、「抑々正教員ハ全ク独立シテ児童ノ教育ニ任セサルヘカラサルノ責アリ…」とのべている(明治以降教育制度発達史 第3巻 p.807)。

准教員（准訓導）は正教員を補助するものである。表10は正教員の数を示したものである。この表によってみれば、正教員の数は全体として増加の傾向を示し、逆に表11でわかるように准教員の数は減少の傾向を示していることがわかる。すなわち、正教員は明治16年の約2.5万人が昭和18年には約23.8万人に増加しているのに対し、准教員は明治26年の約2.5万人が昭和18年には約1万人と減少している。男女別にみた場合にも同様の傾向がみられる。これらの傾向を教員総数に占める比率で示したものが表12および表13である。表12によれば、正教員の割合は、明治16年には教員総数の27.1%であったものが、昭和18年にはその78.1%に増加している。これをなお詳しくみれば、明治中期にあってはこれが5割台、大正期にあっては7割台、そして昭和期に入って8割台となっていることがわかる。逆に、准教員の教員総数に対する割合をみると、明治26年には40.9%であったものが昭和18年には3.2%に減少している。正教員の割合を男女別にみると、男子教員の割合は戦時体制下を除いて常に教員総数の50%以上を占め、女子教員の割合は徐々に伸張するが教員総数の30%程度にとどまっている。また、正教員中の男女教員の割合をみれば、表14が示すように、男子教員は明治中期までは9割台で正教員数の大部分を占めているが、その後の女子教育の振興により昭和期に入ると30%台に達している。ただし第2次大戦中の昭和18年には男子教員数の必然的減少が女子教員の比率を41.8%まで引上げていることが知られる。これらの女子教員が戦時体制における初等教員資格制度の維持に大きな役割を果たしたことは認めなければならないが、教員総数に占める正教員たる女子教員の比率が30%程度であり、准教員たる女子教員の数が昭和18年において7千名余（男子教員2,533名）であったことを忘れてはなるまい。

ところで、初等教員資格の取得方式において師範学校制度による教員の直接養成方式が極

表13 教員総数に占める准教員（准訓導）の割合（%）

	男	女	計
明 16	1.71	0.32	2.03
21	?	?	?
26	37.22	3.66	40.88
31	19.70	5.44	25.14
36	18.28	2.81	21.09
41	10.28	3.65	13.93
大 2	8.25	3.44	11.69
7	5.41	3.78	9.19
12	4.94	3.69	8.63
昭 3	3.43	2.15	5.58
8	1.54	0.84	2.38
13	1.09	0.95	2.04
18	0.83	2.41	3.24

表14 正教員中に占める男女教員の割合（%）

	男	女	計
明 16	98.58	1.42	100.0
21	?	?	?
26	95.30	4.70	100.0
31	93.48	6.52	100.0
36	85.89	14.11	100.0
41	80.35	19.65	100.0
大 2	84.87	15.13	100.0
7	74.51	25.49	100.0
12	70.64	29.36	100.0
昭 3	68.83	31.17	100.0
8	70.43	29.57	100.0
13	68.63	31.37	100.0
18	58.25	41.75	100.0



めて重要な意味をもったのであるから、当然師範学校の卒業者の小学校教員総数に占める数量的位置を明らかにしておく必要がある。表15は小学校本科正教員中に占める師範学校卒業者の割合を示したものであるが、これを表12と関連してみるならば、少なくとも昭和10年か

表15 本科正教員中に占める師範学校卒業者の割合(%)

	男	女	計
昭 10	82.3	80.3	81.7
11	82.2	80.1	81.6
12	83.5	77.6	81.7
13	82.4	80.1	81.7
14	83.6	78.5	81.9

文部省:師範学校=関スル調査(昭和15年3月) p.53

ら昭和14年の間においては本科正教員中の大部分が師範学校卒業者で占められていることが明確に理解されるが<sup>(41)</sup>、同時に師範学校卒業者の教員総数に対する割合をみると、昭和10年代にあっても61%台にあり<sup>(42)</sup>、もっとも充実したと思われる時期においても教員

需要の過半数を占めているにすぎない事実をみおとしてはならない<sup>(43)</sup>。

以上、初等教員の資格構成の状況を史的数量的に考察してきたのであるが、結局次の諸点が指摘されよう。第1に小学校教員の総数は明治初期以来終戦までに約10倍に増加したが、男子教員と女子教員の比率は大約2:1に保たれていたことが知られる。そしてこのような考え方は、「剛健質実ナル国民」の養成を婦女子に委ねるべきではないとする教員資格観に基づくものであった。第2に有資格教員中正教員の数は教員総数の8割程度まで増加したことが知られる。これを男女別にみれば2:1の体制にあり、かつ本科正教員の大部分は師範学校の卒業者で占められていたが、師範学校卒業者の教員総数に対する割合は6割程度であった。第3に無資格教員は初期においては極めて多数を占めていたが徐々に減少し、1割を割ることもあったが概して1割台にとどまったことが知られる。同様に准教員の数も減少の傾向を示し昭和10年代においては5%以下となっている。このように考察を進めてくると、とにかくにも、初等教員の免許状を有する有資格教員は8割強存在していたことが理解されるが、教員資格の基本形態としての免許主義の原則が現実の教員の需給関係において種々の困難な問題に遭遇しつつもこれが保持されてきた事実が理解されるのである。ただ、この教員資格の免許主義の原則が教員の資質の向上に資するとともに、その反面において主として免許状の取得方式の拡大によるいわゆる免許基準の引下げないしその不合理性を結果していることが問題とされるが、これらの点については後節が論究するであろう。

(41) 文部省教育調査部 師範学校=関スル調査(昭和15年3月) p.53

(42) 小学校本科正教員のみで尋常小学校本科正教員を含めていないからである。

(43) 竹内利美 教師の職業的特性と社会的地位(細谷恒夫編 教師の社会的地位 p.69 表11) 参照

## II 地方長官の初等教員資格授与過程における位置

この節は、初等教員資格の種類・効力・授与権者についてその有機的関連を明らかにし、初等教員資格制度の基本構造を考究することによって、地方長官の初等教員資格制度史上においてもつ意義を究明しようとするものである。すでに前節において考察したように、明治18年以降教員資格の免許主義の原則が採用されることになったが、その免許状の種類・効力および授与権者の間には極めて密接な関係があるのでこれは一括して考察する必要がある。次の表はこれらの間の関係を示したものであるが、この表にしたがって終戦前における免許状の種類、効力および授与権者についてその一般的傾向を指摘しよう。

**一般的傾向** まず第1に免許状の種類は、上級下級の関係を有する数種の免許状を設ける方式から1種に統一される傾向がみられる。すなわち、明治19年に定められた「小学校教員免許規則」は普通免許状と地方免許状の2種を、明治23年改正の小学校令に基いて定められ

表16 初等教員資格の種類・効力・授与権者

	種類	効力		授与権者
		有効期限	有効区域	
明 19.6.21 「小学校教員免許規則」 (文部省令 第12号)	普通免許状	無 期	全 国	文部大臣
	地方免許状	(有期5年) 無 期	管轄地方	府知事県令
明 24.11.17 「小学校教員検定等ニ関スル規則」 (文部省令 第19号)	正教員免許状	終 身	府 県	府県知事
	准教員免許状	7 年以内		
	普通免許状	終 身	全 国	文部大臣
明 33.8.20 「小学校令」改正 (勅令 第344号)	府県免許状		府 県	府県知事
	普通免許状		全 国	文部大臣
大 2.7.15 「小学校令」改正 (勅令 第258号)	免 許 状		全 国	府県知事
昭 16.3.14 「国民学校令施行規則」 (文部省令 第4号)	国民学校訓導免許状 国民学校初等科訓導免許状 国民学校専科訓導免許状 国民学校准訓導免許状 国民学校初等科訓導免許状			

(注) 有効期限において、明治33年以後空欄になっているのは規定がないためである。しかしその意味は終身有効。また有効区域及び授与権者についても同様の理由。なお、有効区域と授与権者は大正2年に統一された。

た「小学校教員検定等ニ関スル規則」は正教員免許状、准教員免許状および普通免許状の3種を、そして明治33年改正の小学校令は府県免許状と普通免許状の2種を設けている。しか

して大正2年改正の小学校令はこれを「免許状」1種に統一したのである。しかしなるほど免許状は1種に統一されたといえるが、その免許状の適用範囲、たとえばそれが尋常小学校のみに適用するものかあるいは高等小学校にも尋常小学校にも適用するものかは、いわば免許状の内部操作として行なわれていたのである<sup>(1)</sup>。昭和16年に制定された国民学校令に基いて定められた国民学校令施行規則が訓導免許状、初等科訓導免許状、専科訓導免許状、准訓導免許状および初等科准訓導免許状と免許状の細分化を試みているが、このような措置は免許状の適用範囲をそのまま免許状の種類として設定したために採られたものであると解釈されるのである。

一体、教員免許状の種類を決定する方法としては次の2つの考え方が行なわれているように思われる。その1つは明治19年および明治33年においてみられるもので、免許状の種類をいわばその授与権者いかんによって決定する方法であり、他の1つは明治24年および昭和16年においてみられるもので、免許状の種類をいわばその職員名<sup>(2)</sup>によって決定する方法である。前者については文部大臣が授与するものを普通免許状とし、府県知事が授与するものを地方免許状あるいは府県免許状としていることによって明らかにされる。後者については正教員、准教員あるいは訓導、准訓導等の職員名に従ってそれぞれの免許状を授与していることによって明らかにされる<sup>(3)</sup>。また、免許状の種類は少なくとも大正2年以前においては授与権者のみならず免許状の有効期限および有効区域、つまり免許状の効力ならびにその取得方式と免許状の種類との間には密接な関係があったが、大正2年以降特に国民学校令体制下における免許状の種類は免許状の効力とは無関係になっており、その授与権者および取得方式に主として関連しているのである。いずれにしても、一応上記のごとき2つの原理が免許状の種類決定に作用していることが認められる。

第2に免許状の効力についてその一般的な傾向を考察しよう。まずその有効期限について

- (1) この点は当時における免許状の書式をみれば明らかになるが、免許状は「小学校教員免許状」として「右ハ〇〇県管内ニ於テ小学校本科正教員タルコトヲ免許ス」というような形式が採られたのである。したがって免許状の種類が一種に統一された場合においても便宜的に職員名の後に「免許状」の3字を付加して呼称されるのが一般的であった。たとえば文部省年報は、小学校本科正教員免許状（尋常小学校および高等小学校に適用される）、小学校専科正教員免許状、尋常小学校本科正教員免許状（尋常小学校のみに適用される）等の見出しの下に統計をとっている。また免許状の適用範囲について注目しなければならないことは、男女による適用範囲の差異である。このような考え方は、明治22年、「小学校教員免許規則」が改正されたときにもっとも顕著に表現されているが（同規則第1条）、要するに女子の取得した免許状の適用範囲は高等小学校にあっては女兒の教育に限定されている。
- (2) 正教員（訓導）、准教員（准訓導）の名称を「官」と考えるべきか「職」と考えるべきかは問題であるが、学校の種類・階梯をさす「△△学校正教員ヲ命ス」という辞令式は別として、具体的な特定の学校をさす「〇〇学校正教員ニ補ス」という辞令式を補職行為と解ずるとしても、もともと「職」は一人に一つしかないものと考えられるから、ここでは正教員・准教員等を「職員名」と呼称することにした（波多江明「教頭とは何か(一)」・「学校経営」1958年3月号 pp. 42—45参照）。
- (3) ただし大正2年改正の小学校令以後において初等教員資格の授与権者が府県知事に統一された。

みるに、免許状の有効期限は表16が示しているように「有期」のものから「無期」ないし「終身」のものへ移行していることが理解される。もちろん普通免許状は明治19年にこれが創設された時から大正2年これが廃止されるまで一貫して終身有効とされているが、実際に普通免許状を取得したものの数は極めて少なく<sup>(4)</sup>、また明治19年以前においては終身有効の「免許状」は原則として認められていなかったのであるから、免許状の有効期限に関してその有効期限限定主義から終身有効への移行がみられるということが出来る。このことは、普通免許状取得者の数が僅少なばかりでなく、初等教員の養成のために特設された（尋常）師範学校の卒業者が直ちに普通免許状を取得することができなかった事実は、このような見解を正当化すると考える。ところで初等教員の免許状がすべて終身有効となったのは明治33年であった。明治19年の小学校教員免許規則においては普通免許状は「無期」であったが、地方免許状は「有期」で5年とされこの5年の後一定の条件を満足するものに「無期」の地方免許状が授与されることになっていた。つまり、はじめから「無期」の地方免許状を取得することはできなかった。明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」においては普通免許状は改正前と同じであるが、正教員免許状は「終身」有効となり、准教員免許状は7ヶ年以内有効と改められた。しかして、明治33年改正の小学校令においては普通免許状ならびに府県免許状がともに終身有効とされるに至ったのである。免許状が終身有効であるということは教師としての資質が完成したことを表わすものであり、いわゆるプロフェッショナル・グロース（professional growth）の理念およびその制度が確立されていない場合は教員資質の維持と向上とを妨げる恐れが充分にある点で問題視されるところである<sup>(5)</sup>。というのは、資格制度の発達とともに免許状の有効期限は終身有効から有効期限限定主義に移行するかもしくは充分に整備された研修制度を確立させることが歴史の発展方向であるからである。

次に免許状の効力の他の一面である有効区域について考察しよう。免許状の有効区域は表

(4) 次の表によってみればこれが明らかになる。

表 18 小学校教員普通免許状授与人員

	男	女	計
明20			1
25			144
30			178
35	233	5	238
40	253	5	258
45	340	1	341

文部省年報（関係分）参照

(5) J. D. Russell と C. H. Judd は 1937年（昭12）のアメリカ合衆国において、35州が終身有効の免許状（life certificate）を授与している事実をのべ、同時に life certificate の欠陥を指摘している（J. D. Russell & J. C. H. Judd, *The American Educational System* <Houghton Mifflin Company, 1940> p. 383 また A. J. Huggett & J. M. Stinnett, *Professional Problems of Teachers*, <The Macmillan Company 1956> p. 445 を参照）。

16でわかるように、丁度免許状の有効期限が終身有効へ移行したように、「管轄地方」ないし「府県限り」から「全国」通用へ移行しているのである。もちろん普通免許状は明治19年これが創設されて以来大正2年これが廃止されるまで一貫して全国通用とされているが、普通免許状の取得要件充足者ならびにその取得者は極めて少なく、また（尋常）師範学校卒業者は直ちに普通免許状を取得することができなかつたので、有効区域限定主義から全国通用化への移行がみられるということができる。元来甲県において取得した免許状が乙県において有効とされないということは資格の普遍性を否定するものであり、同種の免許状に制度的格差を持たせるものであるから、資格制度として合理的なものということとはできない。しかし当時においては（尋常）師範学校の生徒の卒業後の服務義務制度や給費制度等によるその地域への教員供給が積極的に考えられなければならない実状にあったことをみおとすべきではない。したがって、教員の需給関係その他資格制度の運用上安定と調整が可能になるにつれて免許状の有効区域は拡大される傾性をもつものと解釈される。ただ免許状の有効区域とその授与権者は当然予想されるように極めて密接な関係を有するものであって、明治33年その有効期限がすべて終身有効となった時においてさえ府県知事が授与する府県免許状の有効区域は府県限りとされている。そして授与権者はそのままでその有効区域がすべて全国通用となったのは大正2年であった。

第3に免許状の授与権者について考察してみよう。免許状の授与権者は文部大臣および府県知事から府県知事に統一される傾向がみられる。すなわち、明治19年以降普通免許状は文部大臣が、その他の免許状は府知事県令ないし府県知事がこれを授与するという考え方が採られていたが、大正2年改正の小学校令は、免許状を1種に統一し、有効期限を終身化し有効区域を全国にまで拡大するとともにその授与権者を府県知事に統一しているのである。このように初等教員の資格授与過程において地方長官が重要な責任を有することになるのである。

以上述べてきたところによって初等教員資格の種類・効力および授与権者についての一般的傾向の考察がなされたから、次にそれぞれの点について詳しく検討しその有機的関連を明らかにしようと思う。

**免許状の種類・効力・授与権者の関係** 明治18年教員資格の免許状主義の原則が確立された後の最初の初等教員に関する資格規定である明治19年の「小学校教員免許規則」は2種類の免許状を設けている<sup>(6)</sup>。1つは文部大臣が授与し「無期」有効で全国通用の「普通免許状」であり、他の1つは府知事県令が授与し管轄地方のみ有効の「地方免許状」である。この地方免許状は有効期限によりさらに2つに分けられる。1つは「有期」で5ヶ年有効の地方免許状であり、他の1つは「無期」有効の地方免許状である。しかして、この「無期」の地方免許状は「有期」の地方免許状を有し5ヶ年以上勤務のものに「其経歴ニ依リ」適任の

(6) 「小学校教員免許規則」(明治19年6月21日 文部省令第21号) 第2条～第9条

ものに授与されるものであって、初等教員の資格取得の方式である養成方式または検定方式によってただちにこれが授与されるものではなかった。このことは免許状の授与権者の支配が及ぶ範囲にしたがって免許状の種類や効力を定めるという基本的な考え方の存立を示すものである。つまり、授与権者が文部大臣である普通免許状はその有効期限が終身有効で、その有効区域は全国通用となっており、授与権者が府知事県令である地方免許状はその有効期限が原則として有期で、その有効区域は管轄地方に制限されている。この原則は明治33年の小学校令改正における初等教員に関する資格規定まで踏襲されるのである。ただここでその歴史的変遷の点から問題になるのは免許状の有効期限に係る側面であるがこの点については後述する。

さて、明治23年小学校令が改正されたが、これに基いて翌明治24年に定められた「小学校教員検定等ニ関スル規則」は免許状の種類を改正前の2種類から3種類に改め、府県知事が授与し「終身」有効で「府県限」通用の「正教員免許状」、府県知事が授与し7ケ年以内有効で府県限通用の「准教員免許状」および文部大臣が授与し終身有効で全国通用の「普通免許状」の3種が設けられた<sup>(7)</sup>。ここで注目されることは改正前の地方免許状が正教員免許状と准教員免許状の2種類に分けられた点である。しかし、なるほど免許状の種類は2分されたが地方免許状は上述のごとく「有期」のものとして「無期」のものに2分されていたから、その意味においては改正前の規定を本質的に変えるものでなかった。ただ、『無期』有効の地方免許状はその取得要件の1つとして5ケ年の教職経験を要求したが、この改正による正教員免許状はその取得要件の1つとして1ケ年の教職経験を要求しているから、教職経験年数において4ケ年の短縮が行なわれている。しかし教職経験を要求している点においては「無期」有効の地方免許状と正教員免許状との間に差異がなかった。

このようにみえてくると、結局「有期」の地方免許状が准教員免許状として独立の種類となったことが理解される。ただその有効期限が5ケ年から7ケ年以内に延長された点が異なるだけである。したがって免許状の種類が3種類に改められたことの意味はその種類の内容についてというよりもその名称の変更にあると考えなければならない。名称はしばしばその内容を規制することを忘れるべきではないからである。このことはこの場合要するに免許状の名称変更の理由の考察を必要ならしめる。しかしその理由は明治24年5月、明治23年改正の小学校令に基いて定められた「正教員准教員ノ別」が同年11月に定められた初等教員の資格規程たる「小学校教員検定等ニ関スル規則」に先行してこれが免許状の種類に影響したためであると考えられる。つまり教員の職員名と免許状の種類とを一致させたのである。なおこのような免許状の種類設定の方式は昭和16年に定められた国民学校令施行規則においても採用されているがこの点は前述のとおりである。

〔7〕 「小学校教員検定等ニ関スル規則」（明治24年11月17日 文部省令第19号）第14条および第21条

ところで、明治33年に至ると再び小学校令が改正されこれに基づいて初等教員の資格にも変更が加えられることになった<sup>(8)</sup>。この時の改正で注目される点は免許状に関する規定が勅令において定められたことと府県知事が授与する免許状が1種に統合されるとともにその有効期限が終身有効とされたことである。まず免許状に関する規定が勅令で定められたことについてのべる。従来は教員資格の免許主義、つまり資格の基本形態を勅令において規定し、その種類・効力および授与権者等についてはこれを文部省令において規定する方針をとっていた。しかるにこのたびの改正はこれらに関する事項をも勅令規定としたのである。このことはこれらの事項が省令段階の操作を離れて勅令段階に移行したことを示すものであるから重視されなければならない。またこのことは初等教員の免許状に関する事項について一定の確立した考え方が行なわれるようになったことを示すものであるからその意味においても注目に値する。

次に府県知事が授与する免許状を1種に統一したことについてのべる。改正前においては前述のごとく府県知事が授与権を有する免許状は2種類とされたが、このたびの改正でこれが「府県免許状」1種に統合されたのである。かくして免許状の種類は文部大臣が授与し全国を通して有効の普通免許状および府県知事が授与し府県限り有効の「府県免許状」の2種に整理された。したがって改正前の7ヶ年以内府県限り有効であった准教員免許状は正教員免許状とともに整理統合され「府県免許状」に改められたのである。これと同時に免許状の有効期限限定主義の原則は廃止されたのであって、この点も注目される。そして以上のことが勅令段階において明記されたのである。筆者は先に勅令規定として免許状に関する事項が設定されそこに一定の確立した考え方が成立したといったが、それは要するに次の2点を指しているのである。すなわちその1つは府県知事が授与権者となる免許状は府県限り有効となり、文部大臣が授与権者となる免許状は全国通用となるという原則が成立したことである。この原則は府県に初等教員資格の授与権が与えられるようになった明治12年の教育令以降採用されているものであるが、授与権者と免許状の有効期限の関係において明確を欠く部面が存在したために<sup>(9)</sup>、問題があったのである。特に明治18年の教員資格の免許主義採用以前においてはその萌芽的意義を越えるものではなかった。しかるに、その有効期限がすべて終身有効となったこの時を機会に、この原則が勅令規定に加えられたのである。しかしこの原則も授与権者が府県知事である場合における免許状の有効区域限定主義に内在する問題であるから<sup>(10)</sup>、やがて変更の必要が起るのであるがこの点は後述する。

(8) 「小学校令」改正（明治33年8月20日勅令第344号）第40条

(9) 明治14年の「師範学校教則大綱」においては、師範学校の卒業証書が初等教員の資格を同時に意味したため、卒業証書に有効期限が付せられていた。

(10) 大正2年改正の小学校令においては、府県知事が授与する免許状もその有効区域が全国通用に拡大する。

**有効期限限定主義の廃止** 勅令規定として確立された他の1つはいわゆる免許状の有効期限限定主義の廃止である。免許状の有効期限限定主義の考え方が終身有効の考え方に移行した傾向については既に考察したところであるが、これに対する当局の説明はこれを見ることができない。いずれにしてもこのような傾向がみられた理由を考えなければならない。

一体、教員資格が固定的に考えられ、免許状を取得することがただちに教師として完成されたものであると考えられるのでなければ、つまり教員資質の維持向上が常に望まれるのであれば、そこでは当然免許状の有効期限が限定され、逐次更新を図る方法が効果的である<sup>(11)</sup>。さもなければ教員の身分取得後における研修制度を確立しこれを効果的に運用することが考えられる必要がある。前者に該当する方式としては、明治10年代において行なわれた師範学校卒業証書即初等教員資格の資格観および明治20年代において行なわれた尋常師範学校卒業者に対する一定年限の教職経験要求の資格観においてこれを見ることができる。また後者に該当する方式としては明治16年における小学教員講習所および明治25年における小学校教員講習科制度においてこれを見ることができよう<sup>(12)</sup>。事実明治14年の師範学校教則大綱において師範学校の卒業証書に有効期限が付されていたし、明治19年の小学校教員免許規則および明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」において尋常師範学校の卒業者も有効期限付の免許状の取得が先決とされ、しかる後においてのみ終身有効の免許状への途が開かれていたのである。それ故に教員資格制度設定の初期にあっては有効期限限定主義の原則が採用されていたといえる。他方明治16年には初等教員の改良のため教員講習所を設置しうる措置が講ぜられ、明治25年には現職教育機関として小学校教員講習科を尋常師範学校に設けることができる方策が打出されているのである。このように免許状の有効期限限定の考え方および研修制度の考え方が全く存在しなかったわけではないが、しかしそれにもかかわらずこれが理由は他に求めなければならないと考える。無資格教員対策が先決問題であった

(11) アメリカ合衆国における終身有効の免許状制度についての賛否両論を吟味すると次のようになる。終身有効の免許状の賛成論の要旨は教職以外の専門職における実践に求められる。たとえばインターンの医学生は州の免許試験に合格すると開業免許状を授与される。彼は定期的に医学部にもどって新しい技術の修得を要求されることはない。教職もこの方式に従うべきであるというものである。

これに対し反対論の要旨は教職概念の力動性に求められる。教員を養成するということは止むことのない過程である。ところが終身有効の免許状というものは、教員としての養成がある点において終止するという仮説に基いて授与されるということが明白である。教員にこのような免許状を授与することは、教員をしてその教育が終結したと信じさせるものである。このような考え方は第二次大戦による極度の教員不足を補充するための措置として、つまり現に教職に従事していないが終身有効の免許状を所有している者の教職への復帰を可能ならしめるものとして、発達したのである。しかし、その結果、教育界に混乱を引きおこしたので、多くの州がこのような免許状制度を廃止するに至ったというのである。要するに教師は常に研修を必要とするというのである。これらのことについては、A. J. Huggett and J. M. Stinnett, *op. cit.* pp. 445—446参照

(12) 小学教員講習所制度については、明治16年8月文部省達第16号による府県に対する文部省達が、また小学校教員講習科制度については、明治25年7月11日文部省令第8号による「尋常師範学校ノ学科及其程度」第4条が設けられている。



当時としてはすべての教員を有資格教員で充足するといういわば高い理想にのみ傾倒したところで、全体としての教員資格の向上が期待できないということが考えられたものと思われる。教員資格の免許主義の原則を採用している限り、「教員」の中に無資格者、つまり正規の免許状を有しない教員が存在することは資格制度それ自体を危機に陥し入れるものであって、当時においては無資格教員を減少ないし皆無にするための措置がまさしく資格制度確保の重要な手段の1つであったのである。この意味においては免許状制度は有資格者層の最低限度を保障することに役立つとも真に有資格者の教員としての資質を保障するものではない<sup>(13)</sup>。しかしそれにもかかわらず前節において論述したとおり、明治33年には代用教員の制度が設けられ、小学校において無資格教員の任用が勅令に根拠をもつことになった現実はそのことによって代用教員の比率が決して増したわけではなくむしろ減少したわけではあるが、教員資格の内容よりもまず無資格教員対策の方がはるかに緊急の措置であったことを示すものであった。いずれにしてもこのような事情が免許状の有効期限を終身化に導く有力な要因の1つとなったものと考えられる。また免許状の有効期限の設定が現実的にはかえって教員の転職や不足を増加させる一因ともなったのであってこれが制限や撤廃を要求する声が起っていた事実もみおとすわけにはいかないだろう<sup>(14)</sup>。

かくして免許状は府県知事が授与し府県限り有効の府県免許状と文部大臣が授与し全国を通して終身有効の普通免許状の2種とされ、この原則が勅令に明示されたのである。しかし既に指摘しておいたようなお解決を要する問題として、府県知事が授与権を有する府県免許状の有効区域限定主義に係る問題があったのである。しかしてこの点は大正2年における小学校令の改正において解決されたのである。すなわち府県知事が授与権を有する免許状もその有効区域が全国にまで拡大された。ただこのことが免許状の授与権者および免許状の種類にまで影響を与えるから、次にこの点について考察することにする。

**有効区域限定主義の廃止** まず免許状の有効区域限定主義の廃止について検討する。前述のごとく授与権者と有効区域の関係については一定の原則が存在した。しかるに府県知事が授与する免許状の有効区域が、文部大臣が授与する免許状の有効区域と同じく、全国通用と改められたのであるから、その理由が考察されなければならない。もともと甲県において取得した免許状が乙県において有効とされないということは資格の普遍性を否定するものであって資格制度の運用上安定と調整が可能になるにつれてその有効区域は拡大される性質をもつものと考えられる。事実、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」は「他ノ府県ニ於テ小学校教員免許状ヲ受得シタル者」が当該府県において教員となる途を開いているのであって、府県間における免許状の相互使用はすでにこの時に認められていたことがわか

(13) J. D. Russell & C. Judd, *op. cit.* p. 382 参照

(14) 石戸谷哲夫 日本教員史研究 pp. 223, 230

る<sup>(15)</sup>。したがってこの有効区域限定主義の採用が重大な支障をきたすものではなかったと考えられる。しかし甲県において取得した免許状が乙県においても甲県において取得したものと同一意味をもつものでなかった<sup>(16)</sup>。つまり甲県において取得した免許状が乙県においても有効となるためには乙県において教員検定に合格することを要したのである。故にある府県において取得した免許状が同時にあらゆる府県において有効とされたわけではなかったのである。この意味において有効区域の限定主義は原則として保持されていたといえる。また直接養成によって教員を供給しようとする師範学校の設置主体が府県であり、その供給先は当該府県内とするのが原則であったから、この考え方が免許状の有効区域限定主義に通ずるものである点もみおとすべきではないであろう。いずれにしても有効区域の限定という不合理はこのようにして補なわれていたのであるが、大正2年に至りこの点が全く払拭され、これが全国通用となったのである。しかるにこの有効区域はその授与権者と密接な関係があるから、次にこの点について検討することにする。

免許状の有効区域が全国通用となったことは、明治33年勅令規定において確立された有効区域と授与権者の間の関係についての原則に従えば当然その授与権者が文部大臣となる筈である<sup>(17)</sup>。ところが、大正2年改正の小学校令はその第40条第2項において、「免許状ハ府県知事之ヲ授与シ全国ニ通シテ有効トス」と規定し、授与権者は従来通り府県知事としてその有効区域のみを全国通用と改めたのである。すなわち有効区域を全国にまで拡大したにもかかわらず、授与権者は文部大臣としないで府県知事としたのであるから、その理由が追求されなければならない。しかしてその理由はわが国の教育行政における教育管理の方式についての歴史的理念にあると考えられる。小学校の設置・維持は市町村の義務であったがその監督官庁として府県がその責任を有することになっていた。府県はまたその管轄下の小学校の教員を養成するための師範学校の設置義務を有しその他国の委任事務として市町村の教育行政を監督する権限をもっていたのである。特に教員人事については市町村の上級行政機関として府県が多くの権限を有していたのであるから、このような行政管理方式に即応した措置が免許状の授与権者に適用されたために免許状の有効区域を全国にまで拡大したにもかかわらず授与権者を府県にとどめたものと考えられる。なお現実問題として普通免許状の取得者はその数において極めて少なく大正2年の改正以前においても小学校教員免許状の取得者数は府県知事の授与するものが大部分であったから、府県知事に授与権者を統一することは充分考えられるところである<sup>(18)</sup>。

(15) 「小学校教員検定等ニ関スル規則」第13条

(16) ただし明治32年千葉県と茨城県の境界が変更されたときは、編入された地域内にある小学校教員の所持する免許状の効力は甲県から乙県に移っている。(明治以降教育制度発達史 第4巻 pp. 818-819)

(17) アメリカ合衆国においては、免許状の有効区域は免許主体が州となるにつれて州内に拡大された。

(18) 初等教員資格の授与権が府県におかれたことは、中等教員資格の授与権が国におかれたことに対応する。

かくして授与権者は府県知事に、有効区域は全国に統一されたので免許状の種類も一種に統合されるとともに初等教員資格に関する責任は全面的に府県が負うことが明確にされたのである。なお免許状の種類の設定方法としては授与権者に従う方式と教員の職員名に従う方式の2つがあったことについてはすでに述べたところであって、大正2年における改正が免許状の種類を一種に統合しているもののその適用範囲については免許状の書式のうちにおいて明らかにされていたのである。

**免許状の取得要件** これまでの考察によって免許状の種類・効力および授与権者の間における有機的關係が把握されたから、次にこれらの免許状とその取得要件との關係を考察することにする。まずはじめに初等教員として最高次の免許状である普通免許状の取得要件について検討する。前述のように普通免許状は明治19年に創設され文部大臣が授与し全国を通して無期有効の資格であったが、大正2年の資格制度の改革によって廃止されたものである。明治19年の小学校教員免許規則はその第9条において普通免許状の取得要件に関して、「普通免許状ハ高等師範学校卒業生若クハ地方免許状ヲ有シテ五箇年以上勤務シ學術授業トモ超衆ノモノニ之ヲ授与スルモノトス」と規定し、高等師範学校を卒業するかあるいは地方免許状所持者で5ケ年の教職経験を有し所与の要件を充足するものにこれを授与する旨を明らかにしている。つまり高等師範学校の卒業者は無条件で普通免許状を取得できるが、その他のものはまず地方免許状を取得する必要があるのである。このことは後述のごとく高等師範学校が初等教員の養成を実質的には兼ねるものであったという事情はこれをさておき、とにかく上級学校の免許状が下級学校のそれを当然兼ねるものであるという免許状の適用範囲に関する支配原則の確立を意味するものである。しかしながら、当時高等師範学校は東京に1ヶ所設置する方針であり、かつ実際にもその他にこれが設置されなかったことおよび当時における初等教員の資格構成の実態が

(師範学校生徒)ニ定員アリ修業ニ年限アリテ多数ノ教員ヲ得ル能ハス往々需用供給ノ平均ヲ得サルモノアリ今前五年間ノ卒業生ヲ平均スレハ毎年千二百八名ノ率ニ當リ之ヲ府県数ニ分割スレハ一府県二十五名ヲ得ルノ割合ナリト雖モ其罷免者ノ数年々殆ト三千名ノ多キアリテ固ヨリ其闕ヲ補フノ途ナン是府県ノ講習所ヲ設ケ若クハ検定試験ヲ施シ以テ教員ヲ得ソコトニ汲々タル所以ナリ本年(明治23年)ノ調査ニ拠レハ市町村立小学校教員ノ数ハ六万六千四百六十三名アリテ其内正格ノ教員ハ二万七千四百名ニ過キス即チ其十分ノ六弱ハ授業生ヲシテ生徒ノ教授ヲ受持タンムルモノトス教員ノ闕乏亦甚シト云フヘシ<sup>(19)</sup>

という状態であったことから判断して、高等師範学校卒業者に初等教員として最高の普通免許状を授与するという措置は当時において当然であると考えらるべきであろう。ただし最高次の免許状を彼等に与えている点において、この支配原則の採用は批判されなければならない。いずれにせよ高等師範学校の卒業者が少なかったばかりでなくそのうちで小学校の教員になるものはいよいよ少なかったから、普通免許状の設置は地方免許状所持教員のモラルの向上に役立てることを企図したものであると考えた方が合理的であろう。

(19) 文部省第18年報(明治23年) p. 70

さて普通免許状の取得要件は明治24年、前年の小学校令の改正に基づく初等教員資格制度の改革により、改められた。すなわち、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第21条において普通免許状の取得要件に関して、下に掲げる者が府県知事、文部省直轄学校長等の具申に基いて、文部大臣が検定しこれを授与するものとした。

- 一 小学校正教員免許状又ハ従前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状若クハ小学師範学科卒業証書ヲ受得シ五箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リテ品行方正ニシテ学術及授業超衆ノ者
- 二 高等師範学校又ハ女子高等師範学校卒業生ニシテ一箇年以上小学校教員ノ職ニ在リシ者
- 三 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生ニシテ一箇年以上小学校教員ノ職ニ在リシ者（下線筆者）

要するに現に初等教員の免許状を有する者で5ケ年の教職経験を有し所与の要件を充足した者、高等師範学校または女子高等師範学校を卒業し1ケ年の教職経験を有する者および文部省直轄学校において教職教養を履修した卒業生で1ケ年の教職経験を有する者の3者が普通免許状の取得要件を充足するというわけである。したがって明治19年における普通免許状の取得要件が拡大されたことがわかる。しかし上述の第1号該当者は明治19年における「地方免許状ヲ有シテ五箇年以上勤務シ学術授業トモ超衆ノモノ」に相当するものであり、第2号該当者は改正前の高等師範学校卒業生に新しく設置された女子高等師範学校の卒業生を加えたものであるから、結局において第3号該当者が追加されたときみなければならぬ。ただ高等師範学校等の卒業生は従前において教職経験を欠いていたが、1ケ年の教職経験を要するとしていることは取得要件における教職経験重視の考え方の反映であろう。また第3号該当者の設定は高等師範学校等の卒業生におけると同じく教員資格における学歴重視の考え方の具体化を意味するものであり、いわゆる学者即教師の教職観の資格制度への反映として捉えられるのである。

いずれにしても普通免許状の取得要件における上述の3者は明治33年に定められた小学校令施行規則における取得要件に関する規定においても変更されなかったが、教職経験要件がかなり要求されている点が注目される。すなわち明治33年の小学校令施行規則はその第116条において普通免許状の取得要件に関して府県知事または文部省直轄学校長は下記の各号の一に該当する者について、普通免許状の授与を文部大臣に申請することができるものとした。

- 一 小学校正教員府県免許状ヲ有シ十箇年以上市町村立小学校正教員ノ職ニ在リ成績佳良ナル者
- 二 高等師範学校又ハ女子高等師範学校ヲ卒業シ三箇年以上市町村立小学校正教員ノ職ニ在ル者
- 三 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シ三箇年以上市町村立小学校正教員ノ職ニ在ル者（下線筆者）

要するに普通免許状の取得要件充足者に変更はなかったが、3者ともその教職経験年数において、第1号該当者にあつては5ケ年から10ケ年に、第2号該当者にあつては1ケ年から3ケ年に、そして第3号該当者にあつては1ケ年から3ケ年に、それぞれ延長されたのである<sup>(20)</sup>。故に初等教員の直接養成機関たる師範学校の卒業生は10ケ年の教職経験の後をはじめ

(20) この点では、直接養成機関の卒業生はいよいよ普通免許状の取得が困難になったといえるし、ま

て初等教員として最高次の普通免許状を取得できることになったのである。この普通免許状制度が大正2年における小学校令の改正において廃止されたことについてはすでに述べたところであるが、普通免許状の取得要件においては教員資格の学歴偏重という伝統的資格観に基づく免許状の適用範囲に関する支配原則が行なわれていたことが結論される。ために、初等教員の直接養成を施す（尋常）師範学校の卒業者が普通免許状を容易に取得できなかった点が注目されるのである。

次に府県知事が授与する免許状とその取得要件の関係を考察する。この種の免許状はすでに述べたとおりその有効期限により2種類に分けられるが、まず終身（無期）有効の免許状の取得要件についてみる。この免許状は明治19年においては地方免許状、明治24年においては正教員免許状と称されていたものである。明治19年の小学校教員免許規則はその第8条において無期有効の地方免許状の取得要件について、「有期ノ地方免許状ヲ有シ五箇年以上勤務ノモノニハ其経歴ニ依リ適任ノモノニ限り無期ノ地方免許状ヲ授与ス」と規定し、有期の地方免許状所持者で5ヶ年以上の教職経験を有し「其経歴ニ依リ適任ノモノニ限り」これを授与する旨を明らかにしている。つまりこの種の免許状の取得にあたっては有期の地方免許状を取得することが前提要件であったのである。しかるに、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第4条において終身有効の正教員免許状の取得要件について、正教員の検定を請う者は下記の条件を具備することを要するものとした<sup>(21)</sup>。

- 一 准教員ノ免許状ヲ有シ一箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リシコト
- 二 年齢男子二十年以上女子十八年以上
- 三 身体健全
- 四 品行方正

要するに7ヶ年以内有効の准教員免許状所持者で1ヶ年以上の教職経験を有し年齢、身体および品行の各条件を充足するものにこれを授与する旨を明らかにしている。これを無期の地方免許状の取得要件と比較すれば、教職経験年数において4ヶ年の短縮を意味するものであるから、このことは終身有効の免許状の取得要件を容易ならしめたものと考えられる。しかし同時に教職経験を公立小学校に限定していることは注目される。

ところで明治33年の小学校令改正において、府県知事が授与し終身有効の免許状は府県免許状に統一され有期の免許状は廃止されたことについてはすでに述べたところである。そこで次に終身有効の府県免許状の取得要件について考察しなければならないのであるが、これ

た、高等師範学校等や文部省直轄学校の卒業者については、普通免許状の取得までの年限を延長したばかりではなく、教職経験は明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」にあっては小学校であればその設置主体を問はなかったのに反し、明治33年の小学校令施行規則にあってはこれが「市町村立」の小学校でなければならないことになったのであるから明治33年の普通免許状の取得要件の改正は、全般的にこれが要件を厳格にしたものとみることができる。このことは大正2年における普通免許状制度の廃止につながるものである。

(21) この時の資格制度の改正は、免許状はすべて検定により授与する制度とした。したがって師範学校の卒業者といえども、卒業後検定を経ることを要するものとした。

までの無期ないし終身有効の免許状の取得要件において有期の免許状の取得を前提されていたから、ここで有期の免許状の取得要件について考察しておくことにする。

これまでの論考において明らかにされたように、府県知事が授与し終身有効の免許状の取得要件として明治19年においては有期（5ケ年有効）の地方免許状、明治24年においては7ケ年以内有効の准教員免許状を有することが前提要件とされていたのであるから、これが取得要件が初等教員の資格取得にあつては最も重要な要件となるのである。明治19年の小学校教員免許規則はその第10条において有期の地方免許状の取得要件について、「有期ノ地方免許状ハ尋常師範学科卒業生若クハ小学校教員学力検定試験ニ及第シタルモノニテ授与スルモノトス」と規定し、初等教員の直接養成機関たる尋常師範学校の卒業者もしくは直接検定たる小学校教員学力検定試験の合格者にこれを授与する旨を明らかにしている。したがって有期の地方免許状の取得において直接検定の合格者が直接養成によるものと同列に扱われている点が注目される<sup>(22)</sup>。

しかるに明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第5条において7ケ年以内有効の准教員免許状の取得要件について准教員の検定を請う者は下記の条件を具備することを要するものとした。

- 一 年齢男子八十七年以上女子八十五以上
- 二 身体健全
- 三 品行方正

要するに年齢、身体および品行の各条件を充足するものにこれを授与する旨を明らかにしている。明治24年の資格規定改正においては教員養成機関の卒業者といえども、その卒業の後に教員検定を経なければならないものとされたことが注目される。しかし、教員検定は甲種（認定）と乙種（試験）の2種とされた。前者が間接検定を、後者は直接検定を意味する。そして前者の要件を充足するものは下記の7者とされ、尋常師範学校の卒業者はこの種の検定を受けるものとされたのである。

- 一 高等師範学校女子高等師範学校又ハ尋常師範学校卒業生
- 二 他ノ府県ニ於テ小学校教員免許状ヲ受得シタル者
- 三 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生
- 四 尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許状ヲ有スル者
- 五 従前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状又ハ小学師範学科卒業証書ヲ受得シタル者
- 六 准教員免許状ヲ有スル者ニシテ其有効期限満チタル者
- 七 其他学力品行等ニ関シ府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

要するに前記のいわば基礎資格条件を充足する上記の7者が初等教員になるための最初の資格たる准教員免許状の取得要件を充足する旨を明らかにしている。これを明治19年における取得要件と比較すれば、その該当者の範囲が著しく拡大されていることが理解される。しかしその理由は要するに正教員の不足に対する現実的措置に求められるのであって、その制

(22) この問題は免許状の取得方式に係るものであるから、節を改めて考察する。

度的現われが上記の7者として反映されていると解釈される。この結果第10表(p. 66)にみられるように正教員の数は著しく増加することになるのである。したがってこの措置によって初等教員の資質がどれだけ向上したかということになると極めて問題のあるところである。とにかく上記第7号にみられるごとく授与権者である府県知事において特に適任と認める者にさえ間接検定により准教員の免許状を授与することができるのであるから、その拡大の規模が知られるとともに当時における有資格教員の不足がいかに大きな問題であったかがうかがえるのである。しかし、これらの准教員免許状の取得要件充足者の拡大のうち、免許状の有効区域との関連において重要な改革がなされていることに注目を要する。すなわち、上記の第2号の設定により、他の府県において小学校教員免許状を取得した者が間接検定により当該府県の教員となることができる途を開いたことである。但しこの場合特に尋常師範学校の卒業生にあっては卒業後におけるいわゆる服務義務制度による一種の制約があったことを忘れてはならない<sup>(23)</sup>。他方直接検定を経るものについては教員の職員名別に試験要件が規定されているがこの点については教員検定制度に関する考察において明らかにする。

これまで考察してきたように、有期の地方免許状および准教員免許状というこれら有期の免許状制度の設定が明らかにいわゆる教員試補制度の考え方の成立を意味するものであることは満期の後終身有効の免許状取得の途に連絡する措置を講じていることによって理解される。特にプロイセンの影響を強く受けたといわれる明治23年の小学校令改正に基づく資格制度の改革によって設けられた准教員免許状制度の成立はその好例であると考えられる<sup>(24)</sup>。

さて、前述のごとく明治33年改正の小学校令は府県知事が授与する免許状を府県免許状一種に統一しその有効期限を終身有効としたが、次にこの免許状の取得要件について検討することにする。明治33年の小学校令はその第41条において府県免許状の取得要件について「府県免許状ヲ受クルニハ師範学校若ハ文部大臣ノ指定シタル学校ヲ卒業シ又ハ小学校教員ノ検定ニ合格スルコトヲ要ス」と規定し、初等教員の直接養成を目的とする師範学校もしくは文部大臣の指定した学校の卒業生、または教員検定の合格者にこれを授与する旨を明らかにしている。つまり師範学校卒業生と指定学校卒業生は検定を要することなく該校卒業と同時に直ちに府県免許状を取得できることになったのである。そして明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」中、不要規定となった第5号従前の成規により小学校教員免許状または小学師範学科卒業証書を受得した者および第6号准教員の免許状を有する者にしてその有効期限の満ちた者を削除し、新たに中学校またはこれと同等以上の学校を卒業した者および高等

(23) 「尋常師範学校卒業生服務規則」(明治25年7月11日 文部省令第11号) 第1条参照

(24) 普仏戦争後の1870年代(明3—明12)において、文相ファルクによってその基礎が確立されたといわれるドイツの教員資格制度において、師範学校卒業後いわゆる第1次試験を受け、2～5年の試補の後、正教員となるための第2次試験を受ける制度が発達したが、この制度に倣ったものと考えられる(文部省 教員養成制度の調査 大正13年 pp. 89-91 参照)。

女学校を卒業した者が間接検定要件充足者として加えられたのである。その後間接検定に関する規定はしばしば改正されたが、中等学校段階以上の学校の卒業者が間接検定により初等教員の資格を取得できるという原則は終戦に至るまで改められることがなかったのである。

かくして初等教員資格の取得要件はその充足者中いけば間接養成方式に分類さるべき指定学校卒業者が昭和16年の国民学校令により教員検定に含められる以外、改められなかったのであるから、これが取得要件に関する基本的な方針は明治33年、つまり西暦1900年に確立したといえるであろう。

**職員名別小学校教員免許状の取得状況** 次に職員名別の小学校教員免許状の取得状況を表しておくことにする。表17はその状況を示すものであるが、これを第1節における初等教員の資格構成に関する考察と比較するならば、両者の間にはほぼ共通の傾向がみられることがわかるであろう。

表 17 職員名別小学校教員免許状取得状況

			明36	明41	大 2	大 7	大12	昭 3	昭 8	昭13
正 教 員	小 学 校 本 科 員	男	3,844	5,217	6,110	5,447	7,015	11,607	7,627	6,947
		女	1,193	1,800	2,502	2,245	4,028	5,588	3,883	3,722
	計		5,038	7,017	8,612	7,692	11,043	17,195	11,510	10,669
	尋 常 小 学 校 本 科 員	男	3,944	1,530	2,891	2,151	3,656	3,641	2,033	2,896
		女	824	1,023	1,732	1,627	3,788	4,164	2,354	4,115
	計		4,768	2,553	4,623	3,778	7,444	7,805	4,387	7,011
小 学 校 専 科 員	男	1,000	890	788	812	1,981	2,639	1,752	2,065	
	女	2,151	1,966	1,653	2,249	3,164	4,936	4,590	6,387	
計		3,151	2,856	2,441	3,061	5,145	7,575	6,342	8,452	
計		8,788	7,637	9,789	8,410	12,652	17,887	11,412	11,908	
計		12,956	12,426	15,676	14,531	23,632	32,575	22,239	26,132	
准 教 員	小 准 学 校 教 員	男	2,139	1,131	740	1,185	914	812	499	1,229
		女	621	1,208	889	1,327	1,687	1,908	1,418	2,237
	計		2,760	2,339	1,629	2,512	2,601	2,720	1,917	3,466
	尋 常 小 学 校 教 員	男	6,232	4,171	3,641	3,468	4,569	1,987	892	965
		女	1,505	1,925	1,452	3,029	2,853	1,453	1,335	3,181
	計		7,737	6,096	5,093	6,497	7,422	3,440	2,227	4,146
計		8,371	5,302	4,381	4,653	5,483	2,799	1,391	2,194	
計		10,497	8,435	6,722	9,009	10,023	6,160	4,144	7,612	
総 計	男	17,059	12,939	14,170	13,063	18,135	20,686	12,803	14,102	
		6,294	7,922	8,228	10,477	15,520	18,049	13,580	19,642	
	計	23,453	20,861	22,398	23,540	33,655	38,735	26,383	33,744	

文部省：文部省年報（関係分）参照



### III 初等教員資格の取得方式の確立

さて初等教員資格の基本形態ならびにその基本構造の重要な一側面である資格の種類・効力・授与権者等については明らかにされたから、本節においてはその基本構造のうち実質的に重要な側面である初等教員資格の取得方式について考察する。いかに理想的に準備された資格であっても、資格授与の要件が不適切なものであるならば実効性に乏しいものとなるからである。故に本節はいかなるものがいかにして初等教員の資格を取得することができたかを考究しようというわけである。結論的にいって、終戦前のわが国においてはその取得方式として、教員養成方式と教員検定方式とが併用されていたのであるが、これら2つの方式についての詳細な論考は教員養成制度および教員検定制度の考察として展開されるわけであるから、これらのことについては後の機会を俟って発表することとし、本節においてはその一般的概括的考察が試みられているのである。

**明治19年以前** 明治新政府は近代国家建設の1つの支柱として国民皆学の教育方針を樹立し、近代国家の形成者にふさわしい国民の育成を担当する初等教員を養成方式により充足する態度を明らかにしたのであった。この目的達成のために初等教員を養成する教育機関が特設され、この教育機関における養成を経ないものには教員としての資格が与えられないという原則が打出されたのである。これが初等教員資格取得の重要な1方式たる教員養成方式であり、師範学校制度として発達したものである。他方近代国家の形成者となるべき基礎教育を施す小学校は国民皆学の理想達成に向って振興し、教員の需給関係において龐大な教員不足を招くことは極めて明白な状態にあった。しかしてこの不足は教員養成方式以外の方式によって補充されざるを得なかったのである。そこで教員養成機関の設置・増設が実施されるかたわら、これと同時に教員補充の必要を満たす方式が考案された。これが初等教員資格取得の重要な1方式たる教員検定方式であり、教員検定制度として発達したものである。

近代学校としての小学校の教員の養成を国がいかに重視したかは明治5年の「学制」制定に先立って東京に官立の師範学校を設置し、その後数個の官立師範学校を地方の中心地に設置したことによって充分理解されるどころである<sup>(1)</sup>。また初等教員の資格取得において養成機関を卒業することが原則であったことは、師範学校の卒業即小学校の教員としての資格取得を意味していたことで明らかである。明治10年、初等教員養成の主体が地方に「委任」された後においても初等教員の資格は原則として師範学校の卒業者に直ちに与えることにして

(1) 「学制」制定に先立ち明治5年5月文部省布達番外をもって東京に官立の師範学校が設置されたのを初めとして、翌明治6年8月大阪および宮城に、明治7年7月愛知、広島、長崎および新潟に官立の師範学校が設置され、全国7つの大学区の中心地にこれが分布することになる。ただし、東京師範学校をはじめこれらの官立師範学校の卒業生は地方における教員養成機関の教員として「派出」するのが常であって、実際に小学校の教職に就いたものは少数であったのである(対村恵祐「初等教員の資格制度」中島太郎編「教員養成の研究」p.109参照)。

いたのである<sup>(2)</sup>。要するに師範学校の卒業証書が初等教員の資格証書を意味していたのである。しかるに検定による教員資格取得の場合においては師範学校の卒業証書を取得することができないから、これを他の方法によって証明することが必要であった。この検定合格者に対して教員資格を取得したことの証明書として設けられたものが教員免許状であった<sup>(3)</sup>。そしてこの検定による「教員免許状」の取得者は有資格教員供給上量的に大きな役割を果たしたにもかかわらず、教員資格制度上いわずに補充的な位置に置かれていたのである。しかし実際的に大きな役割を果たした検定制度はこの事実の故にやがて資格制度上において養成制度と同等の地位を獲得することになるのである<sup>(4)</sup>。それは明治19年であった。それ故明治19年以降においては初等教員資格の取得方式として養成および検定の両方式が実施されているのである。

要するに明治19年以前においては初等教員の資格は特別に設置された特定の養成機関において教員として必要な所与の課程を数ケ年間継続して修業したものにこれを与えるという原則が成立していたのであるが、明治19年に至るとこれが改められ、それまで養成方式の補充の意味しかもっていなかった検定方式が養成方式と同等の法制的地位を得たのである。しかもこの両方式はその後終戦に至るまで改められなかったのであるから、わが国における初等教員資格の取得方式はこの時に確立したものと解釈しなければならない。

明治19年に定められた「小学校教員免許規則」はその第1条において、「小学校教員免許状ハ師範学校卒業生及丁年以上ニシテ小学校教員学力検定試験ニ及第タルモノニ之ヲ授与スルモノトス」と規定し、養成方式に係る師範学校卒業者と検定方式に係る20才以上で検定に合格した者とが初等教員の資格を取得できる旨を明らかにしている。この規則において検定方式が養成方式と並ぶ地位を獲得したことの意味は極めて大きい。というのは特に所要教員の需給関係において検定による教員供給の必要性が制度を動かしたと考えられるからである。このことは逆にいえば師範学校における計画養成に限度のあることを意味するものであ

- (2) 明治10年2月文部省達第3号による府県に対する達において、教員養成の事業は漸次各地方公立師範学校に「委任」すべき旨を明らかにしているが、明治12年の教育令もまた明治13年の教育令もそれぞれその第38条において初等教員は師範学校の卒業者を原則とする旨を明らかにしている。
- (3) 明治13年改正の教育令およびこれに基づいて翌14年に定められた小学校教員免許状授与方心得がこのことを明らかにしている。明治13年改正の教育令はその第38条但書において、「但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ナシ」と規定し、小学校の教員は官立・公立師範学校の卒業証書を有することを原則とするが、それ以外の場合には「教員免許状」を有することが要求されたのである。しかしこの教育令第38条に基づいて定められた小学校教員免許状授与方心得はその第1条において、「官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ小学校教員タラントスル者ニハ……学力アルヲ検定シタルノ後該等ノ小学科教員免許状ヲ授与スルモノトス」と規定し、師範学校の卒業証書を有する以外の方式により与えられる「教員免許状」の取得方式は検定方式、厳密には直接検定方式による旨を明らかにしている。つまり、「教員免許状」の制度は教員検定の方式により初等教員の資格を授与するものであった。
- (4) 教員検定制度が特に明治10年代において初等教員供給上いかに大きな役割を果たしたかについては後の機会を俟って発表したい。

る。この点において教員養成方式は主として教員の質に関係し、教員検定方式は主として教員の量に関係するものであることが理解されるのである。したがって教員資格制度を包括的に把握するためには教員養成制度に関する考察のみを重視する研究方法は改められなければならない。教員の質と量との間には相互に密接な関連があるのであって、これを分離して論ずることは至当でないと考えなければならない。

明治19年の小学校教員免許規則において初等教員資格の取得方式上注目されることが2つある。1つは養成方式に関するものであり、他の1つは検定方式に関するものである。前者については養成方式をそのための施設を特設することによって教員を養成しようとする直接養成に限定したことであり、後者については検定方式を試験による検定によってのみ教員の資格を与えようとする直接検定に限定したことである。なお前者については小学校教員免許規則第1条において明らかであるように、「師範学校卒業生」が初等教員の資格を取得できると規定されているから、尋常師範学校の校長および教員に任用されることを原則とする高等師範学校の卒業生も養成方式中に含まれることになる<sup>(5)</sup>。そうすると高等師範学校も初等教員の直接養成機関なのであろうかという問題が生起する。しかしこの疑問は明治23年の「高等師範学校官制」が高等師範学校を中等教員の養成と同時に初等教員の養成を行なうところと定めていること<sup>(6)</sup>および高等師範学校の入学資格が尋常師範学校の卒業生に与えられることになっていたこと<sup>(7)</sup>によって解決されるであろう。そうはいうものの高等師範学校は中等教員の養成を主目的とするものであったから、やがて直接養成の枠から取りはずされたのである。

**間接検定方式の採用と教員試補制度** 明治23年の小学校令改正において初等教員資格に関する規定が改正されたが、この際その資格取得の方式は検定方式1本に統一されるという大改革が行なわれたのである。すなわち小学校令はその第55条において、「小学校教員免許状ヲ得ルニハ検定ニ合格スルコトヲ要ス」と規定し、初等教員の資格を取得するためにはいかなるものも検定に合格する必要がある旨を明示した。したがって初等教員の養成を目的とする養成機関たる尋常師範学校の卒業生といえども、この検定に合格しなければ小学校の教員となることが許されないことになったのである。しかしてこの検定制度運用の詳細は文部省令において規定されることになり、明治23年改正の小学校令に基づき翌24年「小学校教員検

- (5) 明治19年4月9日勅令第13号をもって制定された師範学校令はその第10条において、「高等師範学校ノ卒業生ハ尋常師範学校校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ学校校長及教員ニ任スルコトヲ得」（下線筆者）と規定している。
- (6) 明治23年10月15日、勅令第233号をもって制定された「高等師範学校官制」はその第1条において、「高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ師範学校中学校及小学校ノ教員ヲ養成スル所トス」と規定し、高等師範学校は小学校の教員をも養成する旨を明らかにしている。
- (7) 「高等師範学校生徒募集規則」（明治19年10月14日文部省令第18号）はその第2条において「高等師範学校ノ男生徒ハ尋常師範学校ヲ卒業シタルモノヨリ選挙シ女生徒ハ尋常師範学校ノ二箇年ノ課程ヲ終リタルモノ若クハ之ニ均シキ学力並資格ヲ有スルモノヨリ選挙スヘシ」と規定している。

定等ニ関スル規則」が定められたが、この時検定方式は直接検定と間接検定に2分され、養成機関卒業者は試験検定によらない間接検定を受けることとされたのである。それ故に資格取得の1方式としての養成方式が実質的には廃止されたのではなく、養成による場合においても養成の後更に検定を経なければならないというのである。ただここで注目されることは従前の直接検定の他に間接検定制度がこれを機会に設けられたことである。検定方式の1つである間接検定方式は明治14年に改正された「小学校教員免許状授与方心得」において特定教科の教員資格の取得方式として採用されてはいたが<sup>(8)</sup>、その全面的な採用はこの時が最初である。そこで次の2点が明らかにされなければならない。1つは間接検定制度採用の理由についてであり、他の1つは直接養成方式による資格取得者といえどもこの検定に合格することを要するとしたことの理由についてである。

初等教員資格の取得方式において間接検定方式を採用するに至った理由は何であろうか。その理由は結局において正教員増加のための現実的方策にあったといえることができる。明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」の説明として文部省が発した訓令は、この点に関して、

明治19年ニ至リテ小学校教員免許規則ヲ定メ凡小学校教員タル者ハ其師範学校卒業生タルト否トヲ問ハス……一般ニ免許状ヲ有セサルヘカラサルモノトナシタルヲ以テ其資格ノ制始メテ統一ノモノトナレリ然リト雖モ其検定試験ノ方法實際ニ適合セサルモノ多キカ為メ適良ナル正教員ヲ増加スルノ方法ヲ求ムルコト極メテ難カリキ<sup>(9)</sup> (下線筆者)

と述べ、直接検定方式による正教員供給が実際に適合していないことを明らかにし、故に  
徒ニ学力ノミニ拘ハラズ實際経験アリテ其効績著シキモノ、如キハ学力ヲ試験セス便宜検定シテ  
免許状ヲ与フルヲ得ルノ途ヲ開キ……<sup>(10)</sup> (下線筆者)

と述べ、教職経験の豊富な者には「学力ヲ試験セス」つまり間接検定によって初等教員の資格証書たる免許状を授与する制度を創始したことを明らかにしている。このことは実際的には明治20年創設された小学校教員仮免許状の有効期限が明治24年で満期になることおよび府県レベルにおいて任用することができることを規定した小学校授業生免許規則に基づく「教員」の「資格」向上に対する現実的便宜的措置として間接検定の方式が採用されることになったことを意味するものと考えられる。なお、間接検定方式採用の直接の原因と考えられる正教員の不足についてはすでに第1節において詳論したところであるが、

抑モ教育ノ良否ハ主トシテ教員ノ良否ニ依ルヲ以テ小学校教員ノ資格ノ如キハ成ルヘク完全ナルヲ要スルハ勿論ナリト雖モ今ヤ適実善良ノ教員甚タ乏シク教員ノ位地ヲ充タスニ過半授業生ヲ以

(8) 明治14年改正の小学校教員免許状授与方心得はその第5条において、「碩学老儒等ノ徳望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者若クハ小学各等科中土地ノ情況ニ因リテ加フル所ノ農業工業商業等ノ學術ニ長スル者ハ学力ノ検定ヲ要セス特ニ該学科教授免許状ヲ授与シテ訓導トナスコトヲ得」と規定しているが、これは要するに試験による検定が不必要であったからというよりも、これが不可能であったためであると考えられるから、明治24年における間接検定制度の採用とこの意味において根本的な差異があるというべきである。

(9) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p.806

(10) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p.806

テスルカ如キ実況……(11) (下線筆者)

であったのである。そしてこの不足を補うためには

遽カニ教員ノ資格ヲ完全ニセントスルモ却テ表面上ノ改良ヲ計ルニ過キサルヘシ況ヤ小学校教員ノ如キハ必スシモ学力ノミニ依頼スヘキモノニアラス寧ロ実地ノ経験ヲ重ンセサルヘカラサルニ於テヲヤ(12)

の記述にみられるように、「実地ノ経験」が初等教員には特に必要とされる旨を強調している。ところが初等教員の取得方式をみると、

主トシテ學術試験ニ依ルヲ以テ経験ニ富メル老成者少ナクシテ少年ノ輩多シ教育ノ良果ヲ得ルニ於テ憂慮スヘキモノアリ(13)

というわけで、直接検定方式が教職経験を軽視している実状を訴え、これを重視した取得方式の制度化のためには、

須ク検定ノ法ヲ改メ任用ノ法ヲ正シ老成ニシテ経験アリ著実ニシテ善良ナル正教員ヲ増加スルノ方法ヲ講セサルヘカラス(14)

と述べ、間接検定制度採用の理由を明らかにしている。要するに間接検定方式の採用は当時における正教員不足に直接の原因があり、これを是正するための方策として教職経験重視の考え方が導入され、これが制度化されたといえることができる。

かくして間接検定制度採用の理由は明らかになったのであるが、それでは師範学校の卒業者が検定を経なければならぬとした理由は何であろうか。この点に関する当局の十分な説明は見出せないのであるが、上述の間接検定方式採用における教職経験重視の考え方の帰結がその理由と考えられる。初等教員資格の取得における教職経験重視の考え方が師範学校における教員養成をもって充分であるとする資格観の変更を要求しているのである。つまりこの考え方は必然的に一定の見習期間を通しての教職経験が正教員の資格として必要であることを意味するものである。すなわち、

抑モ正教員ハ全ク独立シテ児童ノ教育ニ任セサルヘカラサルノ責アリ然ルニ夫ノ父兄ノ信用ヲ得テ其児童ヲ教授訓育スル事ノ如キハ只学問教授等ノ方式ノミニ通シタルモノノ能クスヘキ所ニアラス必スヤ実施相応ノ経験熟練ヲ要スヘキナリ故ニ師範学校ノ卒業生ト雖モ一般ニ初メヨリ直ニ正教員ノ検定ヲ請フヘキ資格ヲ具ヘサルコト明カナリ(15) (下線筆者)

要するに小学校の教員は「只学問授業等ノ方式ノミニ通シタルモノ」(16)であるべきではなく、したがって師範学校の卒業者に対しても「実地相応ノ経験熟練」が必要であるというのである。このような考え方は特にドイツおよびフランスに発達した教員試補制度に通ずるものである(17)。ただここで注意しなければならないことは、いわゆる授業生や雇教員等の年長者

(11) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 80

(12) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 80

(13) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 131

(14) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 131

(15) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 807

(16) もちろん学問授業等の方法に通じたるものといってもそれは教師の教育の自由に根ざした発展的な性質をもつものではなく、小学校の教員に必要な「限られた知識技術」に通ずることを意味するものであった点に注目しなければならない(中島太郎 教育行政要論 <岩崎書店 1951> p. 213参照)。

(17) 文部省 教員養成制度の調査<大正13年>p. 129 参照

が容易に正教員となることができず師範学校の卒業者という年少者がその卒業と同時に正教員となることができるという現実の制度に対して前者を保護する措置に出たものと考えられることである。つまり師範学校の卒業者が検定を経ずに直ちに初等教員の資格を取得することを認めないということが、養成後の試補・見習の期間を経て初めて正教員たる資格を与えるべきであるという教育的理由に必ずしも基づくものでなかったのである。

いずれにしても正教員免許状の取得要件として、年齢要件、身体要件および品行要件のほかに、准教員免許状を有し1ケ年以上公立小学校の教員の職にあったこと<sup>(18)</sup>という教職経験要件が要求されていることには上述のような理由があると考えられる。この初等教員資格の取得要件におけるいわゆる基礎資格要件の設定は師範学校における教員養成が教職経験の面において不十分であるという考え方に一因するのであって、このことが師範学校の卒業者といえどもさらに検定を経なければならないという資格観を発展させたといえることができるのである。しかし一応このように結論づけることができるとしても、府県知事が授与し府県限り終身有効の正教員免許状の取得要件としての教職経験の必要性についてはすでに明治19年の小学校教員免許規則において「無期」の地方免許状の取得要件としてこの教職経験が要求されていることからみて、明治24年における改正はむしろ教員免許主義の徹底化によると結論した方が適当であるといえるかもしれない<sup>(19)</sup>。というのは教員免許主義の徹底的適用は教員を養成することと免許することとは別個の行為に属することを認識させるから養成から免許への過程において一定の手続きが要求されることになるのである。しかしその手続きとして教職経験要件を含む基礎資格要件の設定が行なわれたものと解釈されるのである。いずれにしても明治24年における取得方式の1本化が養成方式を全く廃止しようとしたものではないのであって、それは養成後における形式的手続きの法制化によるものである点を見おとしてはならない<sup>(20)</sup>。故に明治19年に確立した初等教員資格の取得方式としての養成および検定の2大方式は存在していたのである。

さて明治33年における小学校令の改正によって初等教員資格に関する規定も改正されることになった。すなわち小学校令はその第41条において初等教員資格の取得方式について、

府県免許状ヲ受クルニハ師範学校若ハ文部大臣ノ指定シタル学校ヲ卒業シ又ハ小学校教員ノ検定ニ合格スルコトヲ要ス

と規定し、師範学校もしくは指定学校の卒業者、または教員検定の合格者がその資格を有す

(18) 第2節 p. 80参照

(19) なぜならば明治19年の小学校教員免許規則は、すでに第2節において考察したとおり「無期」の地方免許状を取得するためには尋常師範学校の卒業者にあっても5年間有効の地方免許状の取得を前提要件としていたのに対し、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」は終身有効の正教員免許状を取得するためには尋常師範学校の卒業者にあつて准教員免許状プラス1カ年間の教職経験を要しているからである。

(20) 実際には師範学校の卒業者は別段願出等の手続を要せず直ちに認定して准教員の免許状を与えることになっていた(野田則文 明治国民教育史<昭和出版社 昭3>p. 296)。

る旨を明らかにしている。したがって、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」において師範学校卒業者に対しても教員検定が必要とされたのが改められて、師範学校卒業者は検定を経なくともいいことになったのである。このことは要するに養成後における形式的手続きとしての検定を成文化する必要を認めないことを意味するにすぎないともいうことができるのであるが、養成後における一定期間の教職経験を経ずして師範学校における養成が直ちに正教員の資格の取得を意味する措置を講じた点において批判されなければならない。この措置は改正前における准教員免許状制度の廃止ならびに終身有効の府県免許状制度の導入によって正教員資格の取得を容易ならしめたことを否定することはできない。ただ注意すべき点は取得方式中もっとも重要な位置を占める養成方式が積極的に制度化されることになったことである。というのは明治30年、師範学校令に代って師範教育令が制定され、それによって高等師範学校は中等教員の直接養成機関であることが明定されるとともに師範学校のみが初等教員の直接養成機関であることが明定されたからである<sup>(21)</sup>。このことは日清戦争後における中等教育の振興にとまらぬ中等教員の需要に応えなければならないことを期としての高等師範学校の本来の姿への復帰ならびに初等教員の直接養成機関としての師範学校の充実を意味するものであろう。

**間接養成方式の成立** しかしながら取得方式上ここで問題となるのはいわゆる指定学校方式が養成方式に属するものか、あるいは検定方式に属するものかあるいはまたこれらのいずれにも属さない全く新たな第3の方式に属するものかという点である。この問題を結着させるためには具体的にいかなる学校が指定されたかを知る必要があるのであって、この点についてはなお研究の余地が残されているのである。ただ明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」においては間接検定の該当者中に含まれている高等師範学校および女子高等師範学校の卒業者が明治33年の小学校令施行規則においては間接検定の該当者に含まれていないところから判断するならば、ここにいう指定学校とは高等師範学校および女子高等師範学校を指しているものと解釈されるのである<sup>(22)</sup>。これらの学校への入学者は師範学校の卒業者が多数を占めていたほか実際的にもこれらの学校における教育学の授業は大体において初

(21) 明治30年10月6日勅令第346号をもって制定された師範教育令はその第1条において次のように規定している。

第1条 高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス  
女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス  
師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

(22) 10年間文部省において教育事務に執掌した山崎犀二氏は、昭和12年「日本教育行政法」の中でここにいう指定学校について次のように記している。「現在では小学校令第四十一条第一項に依り小学校本科正教員の免許状を授与するに適する学校として文部大臣の一般的に指定した学校はない。現行学校制度よりすれば男女高等師範学校本科は之に適するものと思ふ。」(山崎犀二 日本教育行政法<目黒書店 昭12> p.166)。したがって少なくとも昭和12年までは指定学校方式の適用を受ける学校が存在していないことは確実であろう。しかし指定学校方式が廃止される昭和16年まではなお4年間あるが、この間に指定学校が存在したかどうかは不明である。

等教育を対象にしていたのであるから、その教育は当然初等教員の養成にも適していたのである<sup>(23)</sup>。しかし、これらの学校は今や初等教員の直接養成機関でないことは前述のとおりであるから、指定学校方式とは結局において間接養成方式の創設を意味するものと考えられる。かくして明治33年に至って初等教員資格の取得方式は、養成方式として直接養成と間接養成が、また検定方式として直接検定と間接検定が制度化されたといえることができるのである。このように考察を進めてくると、明治19年、初代文部大臣森有礼によって確立された普通教育を施す諸学校の基本形態と基本構造に対応する普通教育を担当する教員資格の基本形態と基本構造が明治33年制定の教員免許令<sup>(24)</sup> および同年改正の小学校令によって確立したといえるのであるから、教員資格制度発達史上明治30年代は特記される時期であったのである。この意味において教員資格制度の確立はその教員が従事すべき学校体制の整備を前提するのであって、それにはかかる学校の基本体制の確立後10年以上の年月を要しているのである。

ところで初等教員資格の取得方式のうち、間接養成方式と間接検定方式との間には極めて困難な問題が存在していることに注目しなければならない。というのは、明治33年の小学校令施行規則は、文部省直轄学校において某科目に関し特に教員の職に適する教育を受けて卒業した者が間接検定の範疇に入れられているからである<sup>(25)</sup>。この場合は教員の職に適する教育を受けているかぎりにおいて間接養成の範疇に入れられる可能性があるのであるが、しかしこれらの学校は主として中等学校の教員の職に適する教育を施すものであるから、必ずしも小学校の教員の職に適する教育を施すものでない点において、間接養成の教育機関と考えられる高等師範学校の場合と同じ条件にあるとはいえないであろう。このように資格制度論的には一応間接養成方式と間接検定方式とを峻別することが可能であるが、反面制度決定主体の意識如何に係る側面もあるのであって、これを機能的に把握するならば両者は極めて類似した要素をもっていることを否定することはできない。昭和16年の国民学校令がその第18条第3項において、「教員免許状ハ師範学校ヲ卒業シ又ハ訓導若ハ準訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授与ス」と規定し、直接養成方式たる師範学校制度以外をすべて検定方式に分類している事実は間接養成と間接検定の本質的類似性に原因するものであると考えられる。それ故に、真の意味における間接養成方式の考え方は終戦後における教育職員免許法体制においてはじめて確立することになると考えるのが合理的であろう。

以上の考察から終戦前における初等教員資格の取得方式として養成方式と検定方式が採用されているのであり、検定方式が遂に廃止されなかった事実を知るのであるが、本節を終る。

(23) 東京文理科大学・東京高等師範学校編 創立六十年 p. 192

(24) 教員免許令の制定が中等教員資格制度の確立を意味することについては、牧昌見「中等教員の資格制度」(中島太郎編 教員養成の研究 p. 157) 参照。

(25) 明治33年8月21日文部省令第14号をもって定められた小学校令施行規則はその第107条第3号においてこのことを規定している。



にあたり終戦前における初等教員資格の取得方式を整理しておくことにする。

**取得方式の分類** 明治18年に再改正された教育令において初等教員資格の免許主義が採用されたことについてはすでに第1節において論考したところであるが、この免許主義の実施方式として2つの取得方式が採用されていたのである。その1つは教員養成方式であり初等教員を志望するものを教員養成機関において養成し、その卒業者に初等教員の資格を授与する方式であった。他の1つは教員検定方式であり、初等教員を志望するものに教員養成機関における養成を経ることなしに検定を行ない、その合格者に初等教員の資格を授与する方式であった。しかして前者は教員養成制度、後者は教員検定制度として発達したのである。教員養成方式はさらに直接養成方式と間接養成方式に分けられる。直接養成方式は初等教員を志望するものを初等教員の養成のみを目的とする養成機関を設置しそこで初等教員を養成する方式であり、間接養成方式は初等教員を志望するものに初等教員の養成を目的とする養成機関以外の教育機関においてそこにおける教育のいわば副産物として初等教員としての資格をも授与する方式である。前者は直接養成制度として発達し、明治5年以降師範学校制度として制度化されていた。また後者は間接養成制度として発達し、明治33年改正の小学校令において指定学校方式として具体化され昭和16年の国民学校令によって廃止されるまで制度化されていたのである。

他方、教員検定方式もまた直接検定方式と間接検定方式に分けられる。直接検定方式は初等教員を志望するものに試験による検定を行ない、その合格者に初等教員の資格を授与する方式であり、間接検定方式は初等教員を志望するものに無試験による検定を行ない、その合格者に初等教員の資格を授与する方式である。前者は直接検定制度として発達し、明治7年の「小学校教員タラン事ヲ欲スル者ハ小学訓導タルヘキ証書可相与」、つまりわが国における最初の教員検定に関する規定制定以降、試験検定制度として制度化されていた。また後者は間接検定制度として発達し、部分的には明治14年の小学校教員免許状授与方心得改正において採用され全面的には明治23年改正の小学校令においてこれが明確に規定され、明治33年改正の小学校令において無試験検定制度として制度化されていたのである。しかして明治19年以前は、明治5年の「学制」における例外を除いて、養成方式、厳密に言えば直接養成方式が原則とされ、検定方式、厳密に言えば直接検定方式は養成方式の補完的意味をもつものとして制度化されていた。そして明治19年以後においては養成方式と検定方式とが教員資格制度上同等の地位を占めることになったが、直接養成・間接養成の2方式ならびに直接検定・間接検定の2方式がすべて行なわれるようになるのは明治33年以後であったのである。初等教員資格制度の基本構造の究明において極めて重要な意義を有する初等教員資格の取得方式の研究は、結局において、すでに述べたごとく教員養成制度ならびに教員検定制度の研究として展開されるのであるから、これが研究については後日発表の機会を持ちたいと考える。

**取得方式別小学校教員免許状の取得状況** 次に初等教員資格の取得方式別の状況を表示しておくことにする。表19は当該年度における小学校教員免許状取得者総数に対する該取得方式の割合を示したものである。表19によってみれば初等教員資格の取得方式において、教員

表 19 取得方式別職員名別小学校教員免許状取得者の割合(%)

職員名 取得方式	正 教 員				准 教 員				合 計		
	DT	IE	DE	計	DT	IE	DE	計	DT	IE	DE
明36	15.3	38.8		54.1	0.3	44.4		44.7	15.6	83.2	
41	25.7	32.5		58.2	0.3	40.1		40.4	26.0	72.6	
大2	32.9	15.6	21.4	69.9	—	14.2	15.8	30.0	32.9	29.8	37.2
7	28.9	16.5	16.4	61.8	—	27.0	11.3	38.3	28.9	43.5	27.7
12	28.5	20.7	21.0	70.2	—	16.8	13.0	29.8	28.5	37.5	34.0
昭3	36.0	28.5	19.6	84.1	—	12.0	3.9	15.9	36.0	40.5	23.5
8	35.8	34.0	14.5	84.3	—	12.7	3.0	15.7	35.8	45.7	17.5
13	24.3	33.4	19.7	77.4	—	18.5	4.1	22.6	24.3	61.9	23.8

文部省：文部省年報（関係分）により作成

(注) DT：直接養成方式，IE：間接検定方式，DE：直接検定方式，なお間接養成方式の適用を受ける学校は実在しなかったため数字はでない。

検定、特に間接検定方式が極めて大きな役割を果していることがわかる。しかし正教員に限ってみれば、直接養成方式が最も高い比率を示しているといえる。また直接検定方式による初等教員資格取得者の割合と中等教員のそれとを比較するとき、前者が高い比率を示していることがわかる<sup>(26)</sup>。このように教員検定方式は初等教員資格の取得において極めて重要な位置を占めていたが、特に間接検定方式によるものはその全部が当該年度に小学校の教職に就いたとは考えられないから、この意味において、師範学校の卒業者が実質的には最も重要かつ確実な初等教員の供給源であったことは動かぬ事実であったことは表15（p68）によっても理解されるであろう。しかしいずれにしても、教員検定制度が初等教員資格制度において実際に重要な位置を占めていたことはこれを認めなければならない。このような結果を招来せしめた最大の理由は直接養成の教育機関である師範学校制度の特質に求められるのではなからうか<sup>(27)</sup>。師範学校はその設置主体が府県に限定され、そこでは特殊な教育者精神が特に寄宿舎制度を通して涵養され、その生徒定員が限定されていたこと<sup>(28)</sup>、師範学校が学校体制上いわゆる傍系的位置をもたせられていたこと等によって、小学校の教職に有意の青年を送り出すことを妨げたこと<sup>(29)</sup>、そこでは小学校の教員が具備すべき精神的資質、いわゆる

(26) 牧昌見 中等教員の資格制度（中島太郎編 教員養成の研究 pp. 161, 165, 166）参照

(27) 教員給与の問題は言うに及ばない。

(28) 師範学校の生徒定員については、明治16年の「府県立師範学校通則」、明治19年の「尋常師範学校生徒募集規則」、明治30年の「師範学校生徒定員」等参照。

(29) たとえば明治40年成立した師範学校第二部制度について、臨時教育会議は諮問第一号「小学教育ニ関スル件」に対する答申（大正6年12月6日）の第2項の理由の1つとして、「(三)中学校ノ卒業者ニシテ優秀ナル者ハ多クハ進ミテ高等ノ学校ニ入学シ師範学校ニ入学セムトスル

エスプリ・プリメール (Esprit Primaire) <sup>(39)</sup>のみが極端に要求され、当然重視されるべき物質的側面が軽視されたこと等の教員養成施策の欠陥による自然の帰結であったといえよう。この意味においてあらかじめ教員免許状の取得要件を設定しておいて教員養成を行なう学校をしてその教育課程の一部において学生の在学期間中に教員免許状の取得要件の充足を可能ならしめるようこれを編成させるいわゆる間接養成方式の積極的な採用が行なわれるべきであったと言わなければならないであろう。

#### あ と が き

筆者はこの小論において終戦前におけるわが国の初等教員資格制度の基本形態およびその基本構造を究明することに努めてきたが、初等教員資格の取得方式たる教員養成制度ならびに教員検定制に関する考察はほとんど省略されている。故にこの小論に続くものとしてこれらの制度を詳細に分析する作業が残されている。教員養成制度については教員養成機関の性格・種類・入学資格・修業年限・卒業後の服務義務・教育内容等、また教員検定制については検定の意義・種類・出願資格・検定内容等は教員資格制度の内容を構成する重要な事項であるから、これらを究明することによって初等教員資格制度を構造的に把握する作業が要求されるのである。

者ハ比較的学力ノ劣レル者ナルハ自然ノ勢ナリ…」と記している。  
(30) 対村恵祐・中島直忠・牧昌見 各国における教員養成 (フランスの部) (中島太郎編 教員養成の研究 p. 280) 参照